

| | |
|----------------|--------------------|
| 策定年度 (策定年月) | 令和6年度 (令和6年10月) |
| 計画期間 | 令和6年度 ～令和10年度 |

石川県津幡町

農村地域への産業の導入に関する実施計画書

令和6年10月

石川県 津幡町

目 次

| | |
|--|-----------|
| 前文 | 1 |
| 第1 産業導入地区の区域 | 3 |
| 1 産業導入地区の名称 | 3 |
| 2 産業導入地区の所在、地番、面積等 | 3 |
| 3 産業導入地区の地目別面積 | 3 |
| 4 地域開発、土地利用計画諸法との関係 | 4 |
| 第2 導入すべき産業の業種及び規模 | 6 |
| 1 導入すべき業種 | 6 |
| 2 選定理由 | 7 |
| 3 導入すべき産業の規模 | 9 |
| 第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標 | 9 |
| 第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標 | 10 |
| 1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み | 10 |
| 2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状一見込み | 10 |
| 3 認定農業者等の育成 | 10 |
| 4 農用地区域の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向 | 12 |
| 第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地区域等との利用の調整に関する事項 | 13 |
| 1 過去に造成された工業団地等の活用可能性 | 13 |
| 2 産業導入未決定地の活用見込み | 13 |
| 3 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項 | 13 |
| 4 農業関係施策等に関する具体的な調整措置又は調整の方針 | 14 |
| 第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項 | 16 |
| 1 施設用地の整備 | 16 |
| 2 団地内の道路整備 | 16 |
| 3 定住等及び地域間交流の条件の整備 | 16 |
| 第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項 | 17 |
| 1 労働力の需給の調整 | 17 |
| 2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化 | 17 |
| 第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項 | 18 |
| 第9 その他必要な事項 | 19 |
| 1 実施計画のフォローアップについて | 19 |
| 2 企業の撤退時のルール等について | 20 |
| 3 その他 | 20 |

(添付図面等)

- 別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等
- 別紙－2 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置
- 別紙－3 周辺における既存企業の立地状況
- 別紙－4 立地条件表
- 別図－1 産業導入地区の位置を示す地図
- 別図－2 都市計画図
- 別図－3－① 農業振興地域土地利用計画図
- 別図－3－② 事業地内農業振興地域土地利用計画図
- 別図－4－① 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図（農業生産基盤整備状況図）
- 別図－4－② 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図（農業近代化施設整備状況図）
- 別図－5 主な既存企業の位置図
- 別図－6－① 公図写
- 別図－7 写真

前 文

1. 石川県津幡町は、金沢市・かほく市・内灘町・宝達志水町・富山県高岡市・小矢部市の4市2町と隣接している。

町の面積は 110.59 平方キロメートルで、東部には丘陵が連なり谷間の土地が枝状に発達、西部には幅 2・3 キロメートルの平坦地が広がり、県内最大の潟である「河北潟」に続いている。

町の中央には本州有数の規模を誇る「石川県森林公園」、西南部に広がる河北潟及び干拓地には日本海側最大級の規模を誇る「石川県津幡漕艇競技場」「ひまわり村」、富山県との県境には木曾義仲が火牛の計を用いたとされる源平倶利伽羅合戦の舞台「倶利伽羅峠」がある。

本町の第一次産業の主軸を成すのは稲作である。

近年は営農コストの削減を図るため、生産基盤の整備、大型機械の導入に投資が続けられている。特産品としてはお米のほか、中華料理の食材として知られる「まこもたけ」、ポリフェノールを多く含む「おまん小豆（ヤブツルアズキ）」や「いけなら紫（紫インゲン豆）」などがあり、それらの食材や加工品は、津幡町を代表する製品「津幡ブランド」として販売されている。

第二次産業は製造業が多く、杉瀬・竹橋・七野・富田・旭山地内の工業団地において、生産用機械や金属製品、輸送機械、はん用機械、電子機械が多く製造されている。

また、石川県は古くから「繊維王国いしかわ」として知られており、津幡町においても繊維業が盛んとなっている。

第三次産業は卸売・小売業、サービス業が主で、郊外型大型店舗のほか、4つの商店街を中心に地域住民のニーズに即した消費の拡大が図られている。

令和2年の販売農家戸数は315戸であり、このうち専業農家は21戸、第1種兼業農家は49戸に留まり、第2種兼業農家が242戸と7割を占める。販売農家戸数の推移をみると、平成22年は736戸、平成27年は526戸であり減少傾向にある。また、農業産出額も平成27年の14.6億円から令和1年には16.4億円に増加している。しかし、農地の流動化は確実に進捗しており、利用権設定面積は平成27年では402.40haであったが、令和2年では622.27haと約200haの増加となっている。

このように、近年は農地の流動化と相まって経営の安定を図るため、営農類型として「単作」又は「水稻+麦+大豆」などの複合経営が中心となっている。

こうした状況を踏まえ、魅力ある農業の振興に向け、集落営農組織の育成等による農業経営体制の強化、農業用水の確保等の生産基盤の整備、大型機械の導入、観光農業の推進と食育の推進に取り組んでいる。

また、平成 28 年 3 月に策定した「第 5 次津幡町総合計画」では、まちづくりの将来像を「住んでみたい、ずっと住みたい ふるさと つばた」と定め、その実現に向け、5 つの基本目標とその具体的施策のほか、優先的かつ重点的に取り組むべき施策として「活力、交流、人財、安心」を掲げている。

2. 本計画により、規模縮小農家や離農者をはじめ、非農家、町外からの移住者等に幅広く安定した就業機会を確保することや、農業については認定農業者等への農地の利用集積を加速化するとともに、地域資源管理の担い手の育成・確保を図ること、また、農業従事者の多様な就業機会の確保はもちろんのこと、安定的な農業経営のため、複合経営農家や集落営農組織の推進による所得向上及び農業構造の改善を図ることで、農業と産業の均衡ある発展を図ることを目的としている。
3. この実施計画の期間は、令和 6 年 10 月から 5 年間とし、令和 10 年度までに産業導入の目標達成を目指している。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区の名称

| 産業導入地区の名称 | 団地名 | 備考 |
|-----------|---------|----|
| 津幡町東荒屋地区 | 東荒屋工業団地 | 新規 |

2 産業導入地区の所在、地番、面積等

所在地：石川県津幡町東荒屋 197 番外 63 筆 面積：46,589 m²

※詳細は別紙 1 及び別図 1 のとおり

3 産業導入地区の地目別面積

(m²)

| 地区名 | 区分 | 農地等 | | | | | | 宅地・その他 | | | | | | 合計 | |
|-----|-------|--------|-----|-----|----|-------|--------|--------|---------|----|----|-----|-------|-------|--------|
| | | 田 | 畑 | | | 採草放牧地 | 計 | 宅地 | うち施設用地等 | 山林 | 原野 | 埋立地 | その他 | | 計 |
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 草地 | | | | | | | | | | |
| 東荒屋 | 地区全体 | 39,675 | 217 | | | | 39,892 | | | | | | 6,697 | 6,697 | 46,589 |
| | 計 | 39,675 | 217 | | | | 39,892 | | | | | | 6,697 | 6,697 | 46,589 |
| | 農振地域 | 39,675 | 217 | | | | 39,892 | | | | | | | | 39,892 |
| | 計 | 39,675 | 217 | | | | 39,892 | | | | | | | | 39,892 |
| | 農用地区域 | 34,131 | | | | | 34,131 | | | | | | | | 34,131 |
| | 計 | 34,131 | | | | | 34,131 | | | | | | | | 34,131 |

4 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【東荒屋地区】

| | | | |
|-----------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------|
| 1. 首都圏整備法 (既成市街地等) | 2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等) | 3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域) | 4. 北海道総合開発計画 |
| 5. 振興山村指定地域 | 6. 農振地域 | 7. 過疎地域 | 8. 都市計画 (線引・非線引) |
| 9. 地域経済牽引事業 の促進区域 | 10. 地域経済牽引事業 の重点促進区域 | | |

(2) 土地利用基本計画関係

【東荒屋地区】

| | | | | | |
|------|------|------|-------------|-------------|------|
| 都市地域 | 農業地域 | 森林地域 | 自然公園 地 域 | 自然保全 地 域 | 白地地域 |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 |

(3) 都市計画関係

【東荒屋地区】

(計画区分)

| 線引都市計画区域 | | 非線引都市計画区域 | | 準都市計画区域 | | 都市計画 区域外 | 都市計画無 |
|-----------|-------------|-----------|-----------|---------|-----------|-------------|-------|
| 市街化 区域 | 市街化 調整区域 | 用途地域 | 用途 地域外 | 用途地域 | 用途 地域外 | | |
| 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 |
| | | | | | | | |

(4) その他

①都市計画区域、市街化区域及市街化調整区域、地域地区等が指定されているときは、その範囲及び指定年月日

- ・都市計画区域 : 昭和 32 年 4 月 9 日 (当初)
昭和 48 年 11 月 24 日 (最終)
- ・用途地域 : 平成 19 年 3 月 20 日 (最終)
- ・都市計画区域面積 : 2,998 ha
- ・用途地域面積 : 639 ha

②農地転用に関する調整の結果の状況

津幡町農業委員会と調整し、農地法施行令第 4 条第 2 号により農地転用の見込みはついている。

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

- ・農業振興地域指定年月日 : 昭和 47 年 3 月 31 日
- ・農業振興地域整備計画策定年月日 : 昭和 48 年 8 月 6 日 (当初)
令和 6 年 2 月 14 日 (最終)
- ・農業振興地域面積 : 5,270 ha
- ・農用地区域面積 : 2,120 ha

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

第 8 に記載のとおり。

第2 導入すべき産業の業種及び規模

1 導入すべき業種

令和10年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

| 地区名 | 業種 | | |
|-----|-------|---------------|--|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 |
| 東荒屋 | E 製造業 | 11 繊維工業 | 110 管理, 補助的経済活動を行う事業所 114 染色整理業 119 その他の繊維製品製造業 |
| | | 15 印刷・同関連業 | 151 印刷業 |
| | | 25 はん用機械器具製造業 | 250 管理, 補助的経済活動を行う事業所 251 ボイラ・原動機製造業 252 ポンプ・圧縮機器製造業 253 一般産業用機械・装置製造業 259 その他のはん用機械-同部分品製造業 |
| | | 26 生産用機械器具製造業 | 260 管理, 補助的経済活動を行う事業所 261 農業用機械製造業(農業用器具を除く) 262 建設機械・鉱山機械製造業 2B3 繊維機械製造業 264 生活関連産業用機械製造業 265 基礎素材産業用機械製造業 266 金属加工機械製造業 267 半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業 269 その他の生産用機械・同部分品製造業 |

| 地区名 | 業種 | | |
|-----|------------------|-----------------|---|
| | 大分類 | 中分類 | 小分類 |
| 東荒屋 | E 製造業 | 27 業務用機械器具製造業 | 270 管理, 補助的経済活動を行う事業所 271 事務用機械器具製造集 272 サービス用・娯楽用機械器具製造業 273 計量器-測定器・分析機器・試験機-測量機械器具・理化学機械器具製造業 274 医療用機械器具・医療用品製造業 275 光学機械器具・レンズ製造業 |
| | N 生活関連サービス業, 娯楽業 | 78 洗濯・理容・美容・浴場業 | 780 管理, 補助的経済活動を行う事業所 781 洗濯業 |

2 選定理由

業種の選定に当たっては、農村地域の住民が地域で住み続けることができるよう、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出する必要がある。

そのため、本計画の導入業種としている「一般機械器具製造業（現在の日本標準産業分類における中分類 25・26・27 に該当する製造業）」のうち、多くの常時雇用が期待できる業種の中で、安定的な雇用確保による地域農業その他既存産業への貢献、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種、又は生産性や業界成長性が高く、将来における雇用構造の高度化、多様化が見込まれる業種について、石川県農村地域への産業の導入に関する基本計画及び本町重要施策との整合性を図った上で選定した。

また、中分類 11 繊維工業については、産業導入地区への立地に関して問い合わせがあった企業との間で協議を行っていることから選定した。

その他の業種においても、複数の企業と産業導入地区への工場立地について協議を進めている。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い広大な施設や短期の雇用など安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえた上で選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、地域住民の希望や能力に沿った就業が円滑に行われるとともに、所得の向上に資するものを優先的に導入し、特に小規模農家、離農農家等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、環境保全及び公害防止に努め、周辺環境との調和に努めるものとする。企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて公害防止に関する協定を締結することとする。また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立って、その処理体制を整備し、公害に係る法令や県条例等の厳正な運用により、指導監督するものとする。

(4) 立地ニーズや事業の実現見通し

当該地は海岸から約 10km の距離があり、海拔 15m の高台にあることから、塩害や津波被害を回避できる地区である。また、北陸自動車道、国道 8 号線とのアクセスも良好であることから、今後の町内企業の移転-拡大や町外企業の進出においても立地ニーズは期待できると考えられる。

3 導入すべき産業の規模

| 地区名 | 産業の業種 | 事業所数 | 計画面積 | | | 雇用期待従業員数 | | | 経済上の規模 |
|-----|-----------------------|------|---------|----------|--------|----------|----|----|--------------------|
| | | | 施設用地の面積 | 公共施設用地面積 | 計 | 男 | 女 | 計 | |
| 東荒屋 | 製造業 生活関連サービス業, 娯楽業 | 6 | 38,354 | 8,235 | 46,589 | 44 | 42 | 86 | 年間出荷額等 2,133 百万 |
| | 計 | 6 | 38,354 | 8,235 | 46,589 | 44 | 42 | 86 | |

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

「第2 導入すべき産業の業種及び規模」に規定する産業を導入することにより、安定的な他産業の就業機会の選択肢を創出し、農業従事者の就業を促進する。このことにより、農業従事者の町外転出や農業離れを抑制し、農地の保全を推進するものである。

導入される産業に、令和10年度までに就業する農業従事者（その家族を含む。以下同じ。）は、次のとおりとする。

| 地区名 | 産業の業種 | 事業所数 | 農業従事者の就業の目標 | | | 雇用期待従業員に対する農業従事者の割合 | | |
|-----|--------------------------|------|-------------|----|----|---------------------|----|-----|
| | | | 男 | 女 | 計 | 男 | 女 | 計 |
| 東荒屋 | 製造業 生活関連サービス業, 娯楽業 | 6 | 22 | 21 | 43 | 50 | 50 | 100 |
| | 計 | 6 | 22 | 21 | 43 | 50 | 50 | 100 |

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

| 区分 | 農家人口 | 農業従事者 | 農業就業人口 | 基幹的 農業従事者 |
|-----------------|------------|----------|----------|--------------|
| 令和4年度 (現状) | 人 1,098 | 人 799 | 人 439 | 人 286 |
| 令和10年度 (見込み) | 572 | 415 | 228 | 149 |

※令和4年度の人数は2020年農林業センサスより抜粋

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状一見込み

| 区分 | 認定農業者 | 認定新規就農者 | 集落営農 |
|-----------------|-----------|---------|-----------|
| 令和4年度 (現状) | 経営体 88 | 経営体 | 集落営農 6 |
| 令和10年度 (見込み) | 46 | | 3 |

3 認定農業者等の育成

(1) 認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地区域の利用の集積に関する計画

(a)

| 区分 | 農用地区域 面積 ① | 認定農業者等及び基本構想水準達成者への 農用地区域の利用集積面積 | | | | 認定農業者等 及び基本構想 水準達成者へ の利用集積率 (%) ②/① |
|----|------------------|-------------------------------------|-----------|-------------|---------|--|
| | | 所有 面積 | 利用権 設定 | 特定農作業 受託 | 計 ② | |
| 現状 | 246,004 | 112,422 | | | 112,422 | 45.7 |
| 目標 | 245,605 | 114,670 | | | 114,670 | 46.7 |

(2) 認定農業者等の営農類型、経営規模

| 営農類型 (作目・部門名) | 認定農業者等の数 (単位：経営体) | | 経営規模 (単位：ha、頭) | |
|------------------|----------------------|---------------|-------------------|---------------|
| | 令和4年度 現状 | 令和10年度 見込み | 令和4年度 現状 | 令和10年度 見込み |
| 水稲中心経営 | 73 | | 1021.21 | 1255.96 |
| 肉用牛中心経営 | | | | |
| 採卵鶏中心経営 | | | | |
| 果樹中心経営 | | | | |
| 露地野菜中心経営 | 10 | | 15.52 | 20.3 |
| 施設野菜中心経営 | 5 | | 12.31 | 12.6 |
| 酪農中心経営 | | | | |
| 計 | 88 | | 1049.04 | 1288.86 |

(3) 認定農業者等を中心とする生産組織の育成

農業従事者が減少傾向にある中、技術・経営に優れた意欲ある担い手を確保・育成することは、優良農地を確保する上からも極めて重要である。

当町においても、農業を担うべき者の確保及び育成のため、これまで農協と地域が一体となって担い手の育成を進めてきた。

しかしながら、当町内の農地は未整備の水田が多く、一部の整備済水田も小区画でのほ場整備が行われていること、集団化した農地が少ないことから、大規模な経営体の育成が難しく、担い手農家への農地の集積・集約化が難しい。

反面、生産された農産物は一部畜産物等を除き、観光需要も含めた域内の消費が行われていることから、家族農業を主体とした農業が、町内の農地の活用・保全を担っている。

このような状況の中、担い手農家の育成・確保を基本としながら、家族農業による農地の活用・保全も取り入れながら、今後とも、県や農協等、関係機関と連携し、生産技術や営農改善等の助言、研修会の開催などソフト面からの支援や施設整備等に対するハード面からの支援を推進する。

4 農用地区域の集積・集約化の推進、認定農業者等の育成及び農業経営の法人化の方向

当町の農業については、農業従事者の高齢化の進行とともに、農家戸数、基幹的農業従事者数が年々減少しており、少子化と相まって、後継者の確保が困難となっている。

また、当町内の農地は未整備の水田が多く、一部の整備済水田も小区画でのほ場整備が行われていること、集団化した農地が少ないことから、大規模な経営体の育成が難しく、担い手農家への農地の集積・集約化が難しい。

その中でも、経営の効率化、生産物の高付加価値化など利益の出せる農業へ真剣に取り組む意欲のある認定農業者等に対しては、町、農業委員会、農協等関係団体が連携を図り、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業などの実施による担い手農家への農地集積・集約化を推進する等、受け手支援策を継続していく。

また、新規就農者においては、農協等との協力のもと、経営感覚の習得と技術力のスキルアップを目的とした様々な研修支援制度を実施し、次世代の担い手育成とその地域定着を図るための施策を実施している。

農業の担い手としての法人化と認定農業者の育成は、当町の農業を支えるために必要不可欠ではあるが、現状では急速な進展は難しいと考えられる。

そのため、人口の減少の抑制、定住促進を行うことにより、家族農業を中心とした農業者を確保することによる農地の活用・保全も重要と考えられる。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地区域等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

過去に行政主体で造成された工業団地は4ヵ所整備されているが、隣接する工業団地(大坪地区)以外はすでに分譲が完了しており、残る2区画についても企業からの問合せや引き合いがあり、既存団地の活用は困難な状態にある。

大坪地区工場用地造成時には、産業導入地区への工場立地に関して実現性の高かった町内事業者の進出を想定し、当時の日本標準産業分類中事業における一般機械器具製造業を対象業種として産業の導入を推進した。大坪地区工場用地については、農地転用許可を受け、令和2年度に造成工事等が完了している。

| 区分 | 地区名 | 産業導入地区面積 | 導入産業操業面積 | 導入産業未操業面積 | 産業導入未決定面積 | (㎡) | | |
|--------------|----------|----------|----------|-----------|-----------|---------|-------|------|
| | | | | | | 造成済面積 | 未造成面積 | 荒廃農地 |
| 令和4年 (現状) | 富田工業団地 | 36,939 | 36,939 | | 0 | 36,939 | 0 | 0 |
| | 旭山工業団地 | 189,928 | 189,928 | | 0 | 189,928 | 0 | 0 |
| | 杉瀬工業団地 | 61,736 | 61,736 | | 0 | 61,736 | 0 | 0 |
| | 大坪地区工場用地 | 27,232 | 20,577 | 6,655 | 0 | 27,232 | 0 | 0 |

※産業導入不可面積には、実施計画に位置付けられていない公的施設のほか、公衆用道路、用悪水路、調整池などの団地機能を維持していくための土地を含む。

2 産業導入未決定地の活用見込み

大坪工業団地は、国道8号線から159号(津幡バイパス)および北陸自動車道に近いこと、交通の便が良く、通勤にも便利である。また、令和5年度末には、北陸新幹線金沢・敦賀間が開業することで、これまでよりも利便性が高くなる。

また、当町としても賃料の引き下げや固定資産税相当額への補助等の優遇措置を設定している。

3 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

今回、産業導入計画にあたり、この地区を選定した経緯の概略は次のとおりである。

①「農用地区域外での開発を優先すること」

計画地の選定に当たっては、農業振興への影響が少なく、かつ既存の民間工業団地に隣接し、北陸自動車道、国道8号線との交通アクセスなどの立地条件や造成面積から検討し、当該地を選定している。産業団地の導入にあたり、農用地区域外(白地農地)での開発を優先するが、町内に存在する農用地区域外の農地は既存住宅地に近く、周辺地域への影響を踏まえると、産業団地

として利用できる広さを確保するのは困難である。当地区および周辺地区は工業団地としての土地利用が集約されており、農村地帯で農業者が企業に従事するのに都合が良い。また、集落に隣接しておらず本計画における必要面積（4.7ha）を確保することができる。

以上のことから、本計画にかかる農用地域内の土地を農用地等以外の用途に供することは、必要かつ適当であり、代替性がないものと判断される。

②「周辺の土地の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること」

産業導入区域内に農地は残っておらず、耕作エリアを分断することは無い為、営農に支障はない。県道および材木川に挟まれた土地であり、隣接する集落等は無く、生活環境に支障はない。また、雑排水は河川に直接放流する為、周辺の土地の農業上の利用に支障をきたす恐れはない。

③「面積規模が最小限であること」

参考資料 2.1 に記載のとおり、導入すべき産業の面積規模算定においては、事業者のヒアリングや農村側のニーズを踏まえ、雇用計画従業員数及び必要最小限度の面積を算定しており、必要最小面積を 4.7ha としている。

④「面積整備を実施してから一定期間を経過していない農用地を含めないこと」

ほ場整備事業およびかんがい排水事業は、完了後 8 年以上経過している。

⑤「農地中間管理機構機関連事業の取組に支障が生じないようにすること」

当該地区は、農地中間管理機構機関連事業の取組は行っておらず、今後の計画もない。

以上の項目評価による検討の結果、産業導入地区として東荒屋地区が適当であると判断した。

4 農業関係施策等に関する具体的な調整措置又は調整の方針

①土地改良事業等の受益地の除外に関する調整措置

転用決済金については、町が地元、土地改良区と事前協議済みである。

②土地改良事業等の負担金の徴収確保等に関する調整措置

町が地元、土地改良区と協議し、調整済みである。

③周辺農業への影響に対する調整措置等

町が地元農業従事者及び生産組合と協議調整済みである。

用水路については、既存水路を残し施工することで了承を得ている。

揚水機場から、用水路までのパイプラインの一部は、撤去、施設替えを行う。

原型復旧を行うことで、周辺農業への影響はない。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設用地の整備

(1) 目標年度までに用地として確保する面積

東荒屋地区（津幡町東荒屋工業団地） 46,589 m²

(2) 施設用地調達の方法

東荒屋地区（津幡町東荒屋工業団地）は、津幡町土地開発公社が買収、造成を行い、企業を誘致する計画である。

(3) 造成主体及び予定年度

造成主体は津幡町土地開発公社で、令和8年度の完了を目処とする。用地の確保に当たっては周辺地価の高騰をまねくことのないよう十分に配慮しつつ、円滑に調達が図られるように計画区域及び周辺集落代表者、地権者代表者、土地改良区等に十分協議、検討を重ねるとともに、地域住民の意向を取り入れた中で推進する。

また、計画区域の自然環境にも十分留意するとともに、地域住民の日常生活及び農家の農業生産諸活動に支障をきたさないように配慮する。

2 団地内の道路整備

産業導入地区において道路等の産業基盤の整備予定はない。

3 定住等及び地域間交流の条件の整備

本工業団地周辺には住宅地が立地しているが、少子高齢化が進み若年層の減少等によるコミュニティの衰退が懸念されている。そのため、本工業団地において、若年層の雇用を促進し定住を図る。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

計画期間中に導入される産業からの雇用需要は86人程度と見込まれ、このうち、農業従事者等農家世帯員から43人程度の雇用需要が見込まれる。

町域において農業構造の改善を図るための事業を促進するとともに、農業に必要な労働力確保に十分配慮の上、農業従事者が円滑に就業できるよう指導援助する。関係行政機関、農業協同組合、農業委員会、公共職業安定所、津幡町無料職業紹介所、進出企業等と緊密な連携を図り、農業及び既存企業等の労働力の調整には特に配慮する。

雇用については、公共職業安定所、津幡町無料職業紹介所等の関係機関と連携することにより、また若年層においては地域の各学校とも連携し、地域内就職を促進する。

2 農業従事者のほか地域住民等の導入産業への就業の円滑化

農業地域に導入される産業に地元農業従事者、特に中高年齢者が円滑に就業できるようにするため、雇用情報の提供、職業紹介の充実、職業能力開発等の推進を行う。また、労働者の雇用の安定及び福祉の向上を図るため、導入企業への雇用管理の改善や求人、求職条件での指導及び援助を行っていく。

さらに、高年齢者の雇用・就業機会の確保、女性の職業能力発揮のための条件整備に努めるほか、新規学卒者をはじめとする若年者等の地元就職に資するよう相談・援助に努める。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

産業導入地区周辺における農業生産基盤の整備等は、平成30年度に完了している。

なお、今後の農業生産基盤の整備については、現時点で計画はない。

| | 事業名 | 地区名 | 実施年度 | 施工者 | 事業量 受益面積 (ha) | 備考 |
|----|---------------------------|-------|---------|--------------------------|------------------------|-------|
| 1 | 県営ほ場整備事業 | 倉見 | H26~R2 | 県 | 31 | |
| 2 | 県営ほ場整備事業 | 笠野 | R3~R7 | 県 | 55 | |
| 3 | 中山間地域総合整備事業【県営】 | 竹橋 | H21~H26 | 県 | 32.2 | |
| 4 | 中山間地域総合整備事業【団体営】 | 俱利伽羅 | H19~H26 | 町 | 20.9 | |
| 5 | 団体営一般農道整備事業（施設整備型） | 津幡 | R2 | 町 | 95 | 農道橋点検 |
| 6 | 農業用用水路設計業務 | 潟端第2 | H24 | 町 | 農業用排水 900m | |
| 7 | 農村総合整備事業（体質強化型） | 仮生 | H27 | 町 | 頭首工 1カ所 | |
| 8 | 農業用用水路設計業務 | 潟端第3 | H27 | 町 | 排水路 720m | |
| 9 | 農業用用水路設計業務委託 | 池ヶ原 | H28~H30 | 町 | 用水路 1,775m | |
| 10 | 農村総合整備事業（条件改善型） | 川尻用水 | H29~H30 | 川尻用水土地改良区 | 水門補修 1式 | |
| 11 | 老朽ため池整備事業 | 小熊 | H30~R2 | 町 | 取水施設 1式 パイプライン 150m | |
| 12 | 農村総合整備事業（体質強化型） | 御門 | R1~R2 | 町 | 転倒堰 1基 用排水路 950m | |
| 13 | 農村総合整備事業（条件改善型） | 興津 | R3~R5 | 町 | ため池補修 1式 用水管 600m | |
| 14 | 農村総合整備事業（条件改善型） | 潟端第4 | R3~R5 | 町 | 揚水機補修 1基 用水管 700m | |
| 15 | 基盤整備促進事業 | 加茂 | H24~H28 | 町 | 排水路 1,600m | |
| 16 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 河北潟 | H24 | 県 | 3057 | |
| 17 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 潟端南 | H24 | 河北潟沿岸土地改良区 | 333 | |
| 18 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 河北潟干拓 | H24 | 河北潟沿岸土地改良区 河北潟干拓土地改良区 | 853.5 | |
| 19 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 能瀬 | H27~H29 | 能瀬生産組合 | 80.1 | |
| 20 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 河原市 | H30~R1 | 河原市用水土地改良区 | 291.5 | |
| 21 | ため池整備工事（一般形） | 上矢田 | H20~H24 | 県 | 3.8 | |
| 22 | 地域ため池総合整備事業 | 興津 | H22~H24 | 県 | 15 | |
| 23 | 地域ため池総合整備事業 | 八ノ谷 | H22~H24 | 県 | 10.4 | |
| 24 | 老朽ため池整備事業 | 河内 | H24~H27 | 県 | 2.8 | |
| 25 | 老朽ため池整備事業 | 七野 | H28~H30 | 県 | 5.5 | |
| 26 | 県営用排水施設整備事業 | 河原市 | H22~H24 | 県 | 280 | |
| 27 | 県営用排水施設整備事業 | 指江 | H22~H24 | 県 | 143.3 | |
| 28 | 地すべり対策事業（防止） | 興津 | H28~R4 | 県 | 53.17 | |
| 29 | 地すべり対策事業（防止） | 上大田 | R2~R6 | 県 | 133 | |
| 30 | ため池整備事業（地震対策ため池防災工事（小規模）） | 津幡大池 | R1~R3 | 県 | 耐震補強 1箇所 | |
| 31 | 県営震災対策農業施設整備事業 | 御門 | R2~R4 | 県 | 耐震補強 1箇所 | |
| 32 | 県営震災対策農業施設整備事業 | 大谷内池 | R2~R4 | 県 | 耐震補強 1箇所 | |

第9 その他必要な事項

1 実施計画のフォローアップについて

(1) 実施する項目について

産業導入地区における導入産業の業種及び規模、導入産業への農業従事者の就業の目標、産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標、産業導入地区内の遊休地の解消状況、企業撤退時のルール等について、定期的に確認する。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態とかい離した実施計画が長期に渡って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の土地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

2 企業の撤退時のルール等について

(1) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来において企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反することのないよう、町と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。また、迅速な対応が可能となるよう、分譲契約に撤退に関する報告義務の条項を設けることとする。

(2) 企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

将来において企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、町と立地企業が連携し、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

3 その他

本計画は「石川県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画」に即して実施する。

本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。

(添付図面等)

別紙-1 産業導入地区の所在、地番、面積等

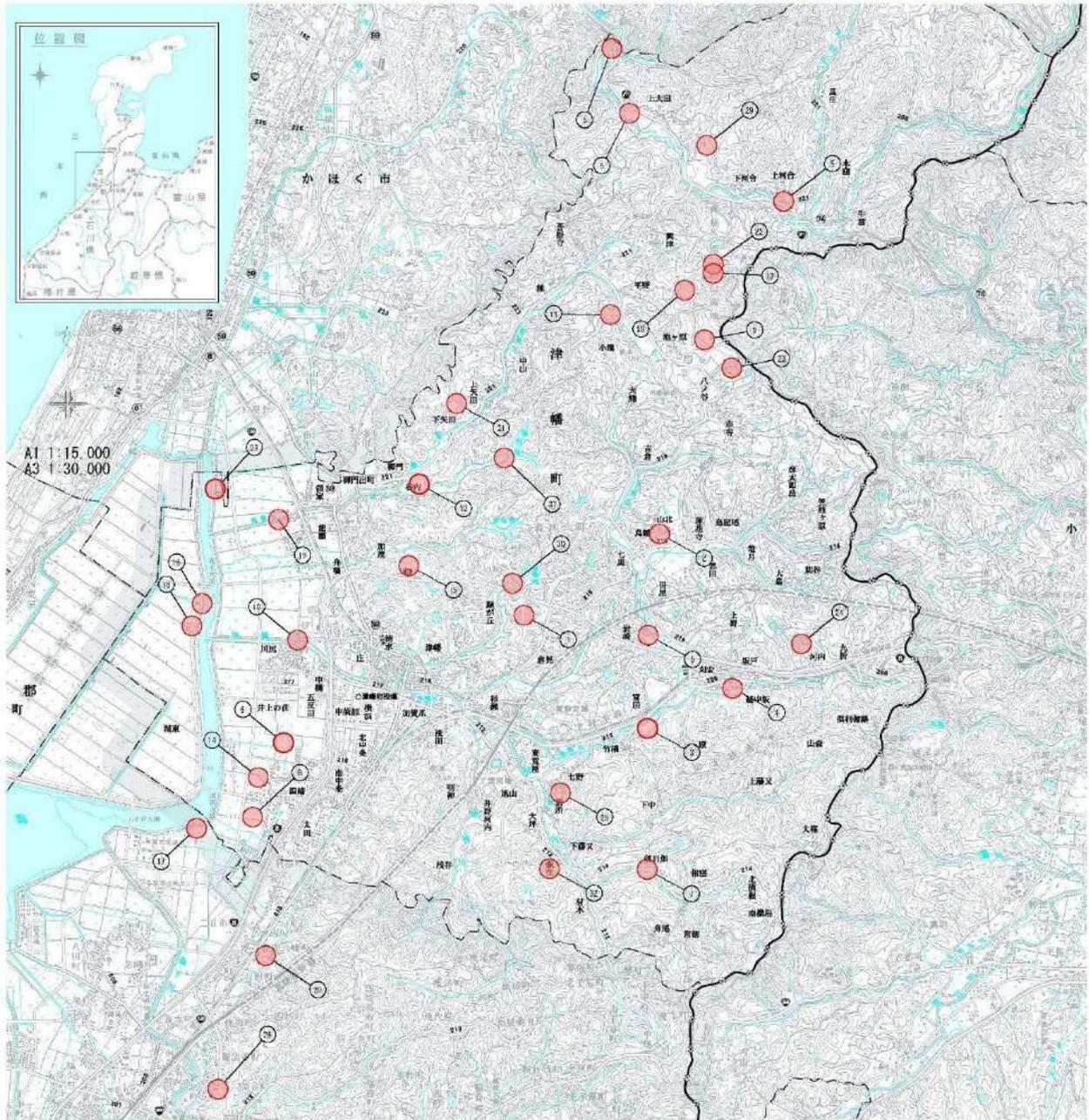
| 所在 | | 地番 | 地目 | | 面積(m ²) | 備考 |
|-----|------|---------|------|-----|---------------------|--------|
| 市町村 | 字名 | | 公簿 | 現況 | | |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 197番 | 田 | 田 | 787.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 198番 | 田 | 田 | 804.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 199番 | 田 | 田 | 774.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 202番 | 田 | 田 | 343.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 203番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 204番 | 田 | 田 | 568.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 205番 | 田 | 田 | 661.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 206番 | 田 | 田 | 755.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 207番 | 田 | 田 | 547.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 208番 | 田 | 田 | 496.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 209番 | 田 | 田 | 747.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 210番 | 田 | 田 | 654.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 211番 | 田 | 田 | 568.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 212番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 213番 | 田 | 田 | 624.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 216番1 | 畑 | 畑 | 162.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 216番2 | 畑 | 畑 | 55.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 217番 | 田 | 田 | 647.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 218番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 219番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 220番 | 田 | 田 | 568.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 221番1 | 田 | 田 | 419.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 221番2 | 田 | 田 | 234.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 222番 | 雑種地 | 雑種地 | 125.00 | |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 223番 | 田 | 田 | 727.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 224番 | 田 | 田 | 851.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 225番 | 田 | 田 | 785.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 226番 | 田 | 田 | 634.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 227番 | 田 | 田 | 654.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 228番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 229番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 230番 | 田 | 田 | 680.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 231番 | 田 | 田 | 680.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 235番 | 田 | 田 | 707.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 236番 | 田 | 田 | 680.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 237番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 238番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 239番 | 田 | 田 | 661.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 240番 | 田 | 田 | 674.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 241番 | 田 | 田 | 664.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 242番 | 田 | 田 | 576.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 243番 | 田 | 田 | 406.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 244番 | 田 | 田 | 512.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 245番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 246番 | 田 | 田 | 654.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 247番 | 田 | 田 | 661.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 248番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 249番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 250番 | 田 | 田 | 680.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 251番 | 田 | 田 | 836.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 252番 | 田 | 田 | 601.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 253番 | 田 | 田 | 680.00 | 農振白地農地 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 254番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 255番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 256番 | 田 | 田 | 661.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 257番 | 田 | 田 | 647.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 258番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 259番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 260番 | 田 | 田 | 852.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 261番 | 田 | 田 | 600.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 262番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 263番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 264番 | 田 | 田 | 680.00 | 農用地区域 |
| 津幡町 | 字東荒屋 | 265番の一部 | 田 | 田 | 475.95 | 農用地区域 |
| | | 道1 | 道 | 道 | 3,779.74 | |
| | | 道2 | 道 | 道 | 166.71 | |
| | | 水1 | 水 | 水 | 99.20 | |
| | | 水2 | 水 | 水 | 58.30 | |
| | | 水3 | 水 | 水 | 35.18 | |
| | | 水4 | 水 | 水 | 126.59 | |
| | | 水5 | 水 | 水 | 114.86 | |
| | | 水6 | 水 | 水 | 57.26 | |
| | | 水7 | 水 | 水 | 52.81 | |
| | | 水8 | 水 | 水 | 61.19 | |
| | | 水9 | 水 | 水 | 52.78 | |
| | | 水10 | 水 | 水 | 72.17 | |
| | | 水11 | 水 | 水 | 212.18 | |
| | | 水12 | 水 | 水 | 92.64 | |
| | | 水13 | 水 | 水 | 125.61 | |
| | | 水14 | 水 | 水 | 249.64 | |
| | | 水15 | 水 | 水 | 58.63 | |
| | | 水16 | 水 | 水 | 93.94 | |
| | | 水17 | 水 | 水 | 30.67 | |
| | | 水18 | 水 | 水 | 37.27 | |
| | | 水19 | 水 | 水 | 95.05 | |
| | | 水20 | 水 | 水 | 202.98 | |
| | | 水21 | 水 | 水 | 269.73 | |
| | | 水22 | 水 | 水 | 110.31 | |
| | | 水23 | 水 | 水 | 102.32 | |
| | | 水24 | 水 | 水 | 112.43 | |
| | | 水25 | 水 | 水 | 101.66 | |
| | | | 64 番 | | 46,588.80 | |

| 区 分 | | 面積計 | 農用地区域 | 農振白地農地 | その他 |
|--------|--------|-----------|-----------|----------|----------|
| 農地等 | 田 | 39,674.95 | 34,130.95 | 5,544.00 | — |
| | 畑 | 217.00 | 0.00 | 217.00 | — |
| 宅地・その他 | 雑種地 | 125.00 | — | — | 125.00 |
| | 道路・水路等 | 6,571.85 | — | — | 6,571.85 |
| 合計 | | 46,588.80 | 34,130.95 | 5,761.00 | 6,696.85 |

別紙－２－１ 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等

| 地区名 | 事業種目 | 受益面積 ha | 主要工事の名称 及び事業量 | 事業主体 | 事業の着工完了 (予定)年度 | 番号 |
|-------|--------------------------|------------|------------------|--------------------------|-------------------|----|
| 倉見 | 県営ほ場整備事業 | 31 | ほ場整備 | 県 | R2 | 1 |
| 笠野 | 県営ほ場整備事業 | 55 | ほ場整備 | 県 | R7 | 2 |
| 竹橋 | 中山間地域総合整備事業【県営】 | 32.2 | 地域総合整備 | 県 | H26 | 3 |
| 俱利伽羅 | 中山間地域総合整備事業【団体営】 | 20.9 | 地域総合整備 | 町 | H26 | 4 |
| 津幡 | 団体営一般農道整備事業（施設整備型） | 95 | 一般農道整備 | 町 | R2 | 5 |
| 潟端第2 | 農業用水路設計業務 | | 農業基盤整備 | 町 | H24 | 6 |
| 仮生 | 農村総合整備事業（体質強化型） | | 農地耕作条件改善 | 町 | H27 | 7 |
| 潟端第3 | 農業用水路設計業務 | | 農地耕作条件改善 | 町 | H27 | 8 |
| 池ヶ原 | 農業用水路設計業務委託 | | 農地耕作条件改善 | 町 | H30 | 9 |
| 川尻用水 | 農村総合整備事業（条件改善型） | | 農地耕作条件改善 | 川尻用水土地改良区 | H30 | 10 |
| 小熊 | 老朽ため池整備事業 | | 農業水路 | 町 | R2 | 11 |
| 御門 | 農村総合整備事業（体質強化型） | | 農地耕作条件改善 | 町 | R2 | 12 |
| 興津 | 農村総合整備事業（条件改善型） | | 農地耕作条件改善 | 町 | R5 | 13 |
| 潟端第4 | 農村総合整備事業（条件改善型） | | 農地耕作条件改善 | 町 | R5 | 14 |
| 加茂 | 基盤整備促進事業 | | 農業基盤整備 | 町 | H28 | 15 |
| 河北潟 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 3,057 | 水利施設 | 県 | H24 | 16 |
| 潟端南 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 333 | 水利施設 | 河北潟沿岸土地改良区 | H24 | 17 |
| 河北潟干拓 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 853.5 | 水利施設 | 河北潟沿岸土地改良区 河北潟干拓土地改良区 | H24 | 18 |
| 能瀬 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 80.1 | 水利施設 | 能瀬生産組合 | H29 | 19 |
| 河原市 | 基幹水利施設予防保全対策事業（合理化型） | 291.5 | 水利施設 | 河原市用水土地改良区 | H30～R1 | 20 |
| 上矢田 | ため池整備工事（一般形） | 3.8 | ため池整備 | 県 | H24 | 21 |
| 興津 | 地域ため池総合整備事業 | 15 | ため池整備 | 県 | H24 | 22 |
| 八ノ谷 | 地域ため池総合整備事業 | 10.4 | ため池整備 | 県 | H24 | 23 |
| 河内 | 老朽ため池整備事業 | 2.8 | ため池整備 | 県 | H27 | 24 |
| 七野 | 老朽ため池整備事業 | 5.5 | ため池整備 | 県 | H30 | 25 |
| 河原市 | 県営用排水施設整備事業 | 280 | 用排水施設整 | 県 | H24 | 26 |
| 指江 | 県営用排水施設整備事業 | 143.3 | 用排水施設整 | 県 | H24 | 27 |
| 興津 | 地すべり対策事業（防止） | 53.17 | 地すべり対策 | 県 | R4 | 28 |
| 上大田 | 地すべり対策事業（防止） | 133 | 地すべり対策 | 県 | R6 | 29 |
| 津幡大池 | ため池整備事業（地震対策ため池防災工事（小規）） | | 農業施設整備 | 県 | R3 | 30 |
| 御門 | 県営震災対策農業施設整備事業 | | 農業施設整備 | 県 | R4 | 31 |
| 大谷内池 | 県営震災対策農業施設整備事業 | | 農業施設整備 | 県 | R4 | 32 |

別紙-2-2 土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置



別紙ー 3 周辺における既存企業の立地状況

旭山工業団地

| NO | 企業名 | 所在地 |
|----|----------------------------------|--------|
| 1 | 澁谷工業(株) | 旭山1 |
| 2 | (株)山本製作所 | 旭山5-1 |
| 3 | 全国農業協同組合連合会石川県本部 | 旭山5-2 |
| 4 | 光興業(株) | 旭山6 |
| 5 | (株)有川製作所 | 旭山7-2 |
| 6 | 加賀種食品工業(株) | 旭山7-3 |
| 7 | (株)ヨシダセイコー | 旭山8 |
| 8 | (株)大徳鉄工、(株)ダイトクエンジニアリング | 旭山10-2 |
| 9 | サンコー企画(株) | 旭山11-2 |
| 10 | オネスト(株) | 旭山12 |
| 11 | (株)プレバランス、(株)グリーンフォース、(株)スマート・ロジ | 旭山13 |
| 12 | 今村摩擦圧接工業(株) | 旭山14 |
| 13 | (光興業(株)) | 旭山15 |
| 14 | (株)オヤマ工業 | 旭山16-3 |
| 15 | (有)素野鉄工所 | 旭山17 |
| 16 | (有)山下スチール工業 | 旭山18-1 |
| 17 | (株)岡村鉄工 | 旭山18-2 |
| 18 | (株)共和キカイ | 旭山19 |
| 19 | (有)北商事 | 旭山20-1 |
| 20 | (株)大徳鉄工 | 旭山21-1 |
| 21 | (株)大徳鉄工 | 旭山21-3 |
| 22 | (株)キタミ | 旭山22-1 |
| 23 | (株)北上製作所 | 旭山23 |

富田工業団地

| NO | 企業名 | 所在地 |
|----|----------|----------|
| 24 | (株)島製作所 | 富田191-15 |
| 25 | (株)あらた | 富田191-7 |
| 26 | (株)三谷フーズ | 富田188-1 |

杉瀬工業団地

| 区画No. | 立地企業 | |
|-------|--------------|--------|
| 27 | 日本フィルター工業(株) | 杉瀬1-1 |
| 28 | 杉国工業(株) | 杉瀬10-1 |

竹橋七野工場用地

| NO | 企業名 | 所在地 |
|----|------------------|-------|
| 29 | (有)宮田鉄工所 | 竹橋85 |
| 30 | 光興業(株) | 竹橋力86 |
| 31 | 日本ケンブリッジフィルター(株) | |

大坪工業団地

| NO | 企業名 | 所在地 |
|----|------------|-------|
| 32 | 株式会社 北上製作所 | 大坪4-1 |
| 33 | 株式会社 北上製作所 | 大坪4-2 |
| 34 | | |
| 35 | | |

別紙ー 4 立地条件表

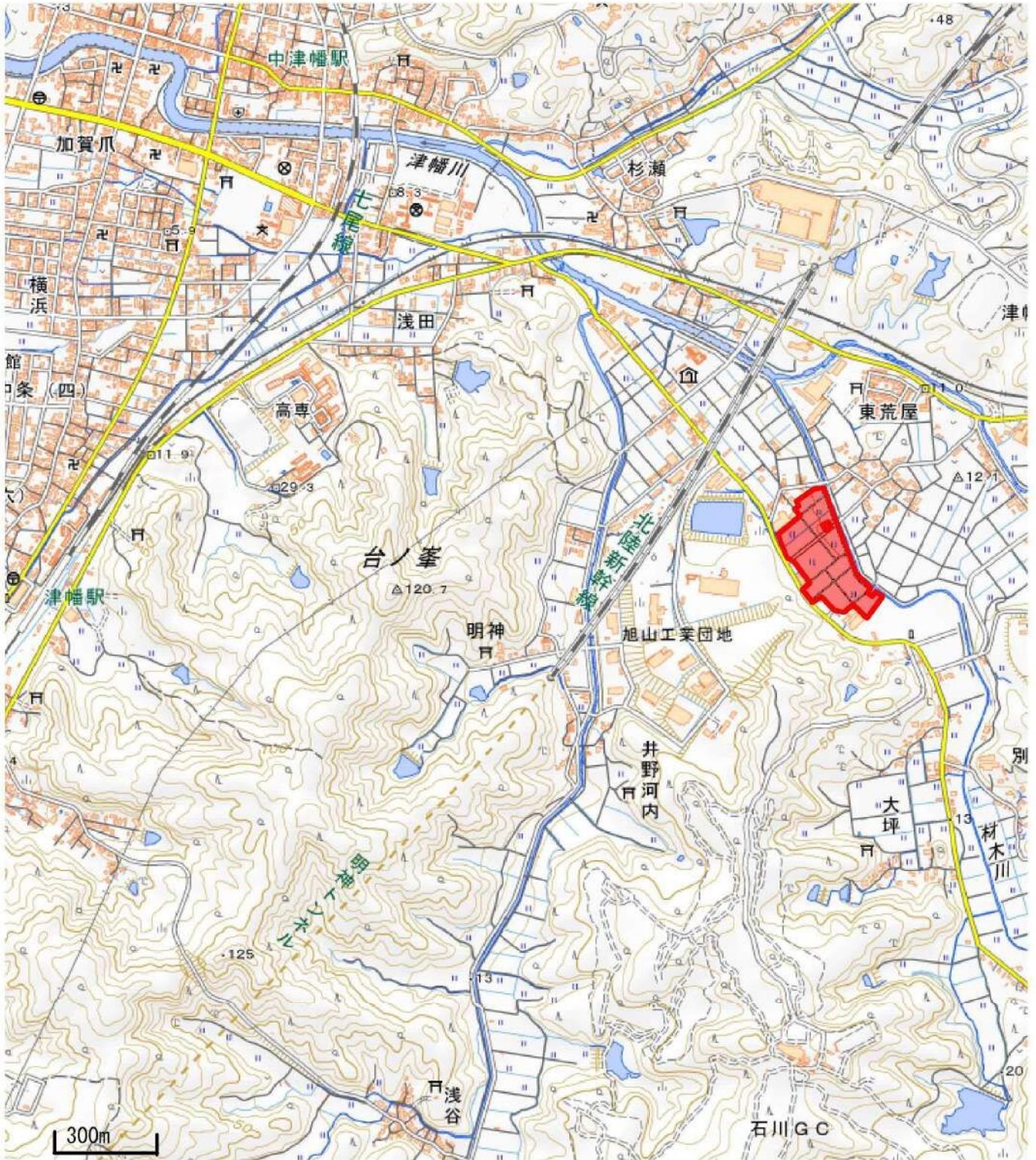
| | | | |
|-----------|-------|-----------|---------------|
| 立地条件表 | | 令和4年12月調査 | |
| 産業導入地区の名称 | 東荒屋地区 | | |
| 造成区分 | 1 造成済 | 2 造成中 | |
| 売却可能面積 | | ③ 計画有 | |
| 分譲可能年月 | 年 月 | 年 月 | |
| 売却 (予定) | | 令和8年 月 | |
| | | | (造成実施主体名) |
| | | | (一財)津幡町開発公社 |
| | | | (主たる土地所有者名) |
| | | | (一財)津幡町開発公社ほか |

| | | | | | | | |
|-------|------------------|--|--|------|-------|--------------|----|
| 地盤・地質 | (1) 地質 | | | 第 種 | 第 1 種 | (2) 地耐力(N 値) | 50 |
| | (3) 杭打可能な地盤までの深さ | | | 30 m | | | |

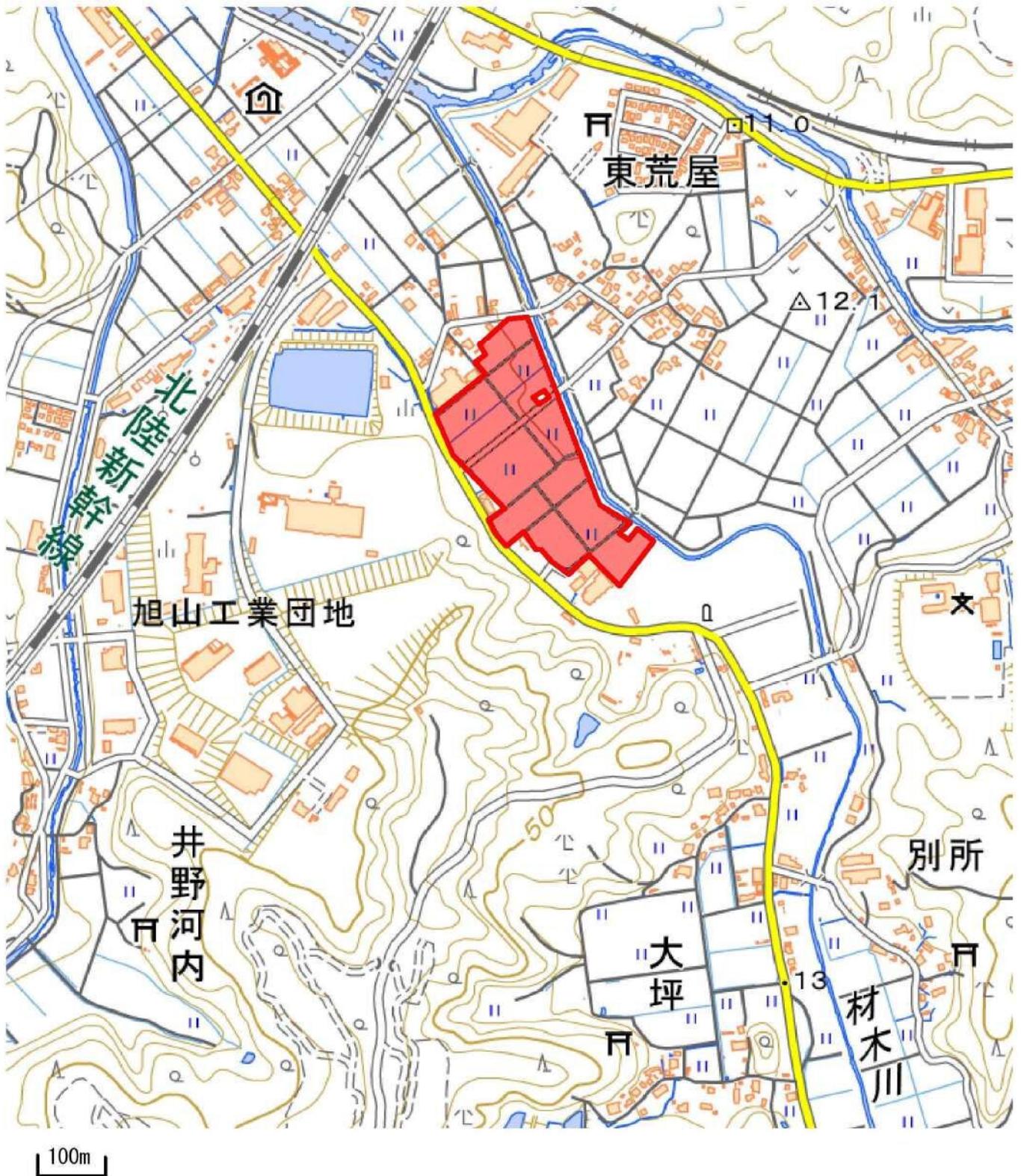
| | | | | |
|--------------|--|--------------|--------------------|-----------------------|
| 用水・排水 条 件 | (1) 海水利用の可否 (内陸・臨界の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む) | | 可 | 否 |
| | | | 1 | ② |
| | (2) 工業用水道が使用できる場合 | | | |
| | 工事用水道事業名 | 利用可能年月 | 価格 | |
| | [] | 年 月 | 円/m ³ | |
| | (A) 使用可能量(余裕水量) | | | |
| | [] m ³ /日 | | | |
| | (3) 地下水が利用できる場合 | | | |
| | 水 質 (成分及び ppm) | [] | | |
| | (B) 取水可能量(安全揚水量) | | | |
| | [] m ³ /日 | | | |
| | (4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 | | | |
| | 水 質 (成分及び ppm) | (水源名) [] | | |
| | (C) 既得水利権を控除した取水可能量 | | | |
| | [] m ³ /日 | | | |
| | (5) 淡水取水可能量 (A)+(B)+(C) 合計水量 | | | |
| | (D) 淡水取水可能量 | | | |
| | [] m ³ /日 | | | |
| | (6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) | | | |
| | 上下水道事業名 | 利用可能年月日 | 価格 | 使用可能量(余裕水利用) |
| | 津幡町水道事業 | 令和7年 月 | - 円/m ³ | 480 m ³ /日 |
| | (7) 排水条件 | | 種別 | C 種 |
| | 排水先 | | 水域名 材木川 | |

| | | | | | |
|--------------------|--|---|---|---|---|
| <p>輸送条件</p> | <p>(1) 主要道路への距離</p> <p>最寄国道 8 号まで 約 3km</p> <p>高速道路 北陸自動車道 金沢森本 IC まで 約 10km</p> <p>(2) 最寄鉄道駅への距離</p> <p>(鉄道名・線名) (駅名)</p> <p>新幹線駅 約 15km</p> <p>通勤駅 約 3km</p> <p>専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>可</td> <td>否</td> </tr> <tr> <td>①</td> <td>②</td> </tr> </table> <p>(3) 最寄港湾への距離</p> <p>最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深)</p> <p>(港名) 23 m 約 18km</p> <p>(港名) m</p> | 可 | 否 | ① | ② |
| 可 | 否 | | | | |
| ① | ② | | | | |
| <p>電力条件</p> | <p>(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧</p> <p style="text-align: right;">6,000V</p> <p>(2) 変電所等への距離</p> <p>(変電所名)</p> <p>産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける</p> <p>① 変電所名 北陸電力送配電(株)津幡変電所</p> <p>② 引込可能高圧線 m</p> | | | | |
| <p>都市機能</p> | <p>主要都市への距離</p> <p>(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名) かほく市 約 9km</p> <p>(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名) 金沢市 約 18km</p> | | | | |
| <p>人口 地域指定</p> | <p>(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口) 37,569 人</p> <p>(2) 産業導入地区所在地域の人口 (関係市町村合計人口) (通勤圏に入る市町村数 2 : 金沢市、かほく市※令和 4 年 12 月末現在) 484,556 人</p> | | | | |
| <p>その他</p> | <p>特記事項なし</p> | | | | |

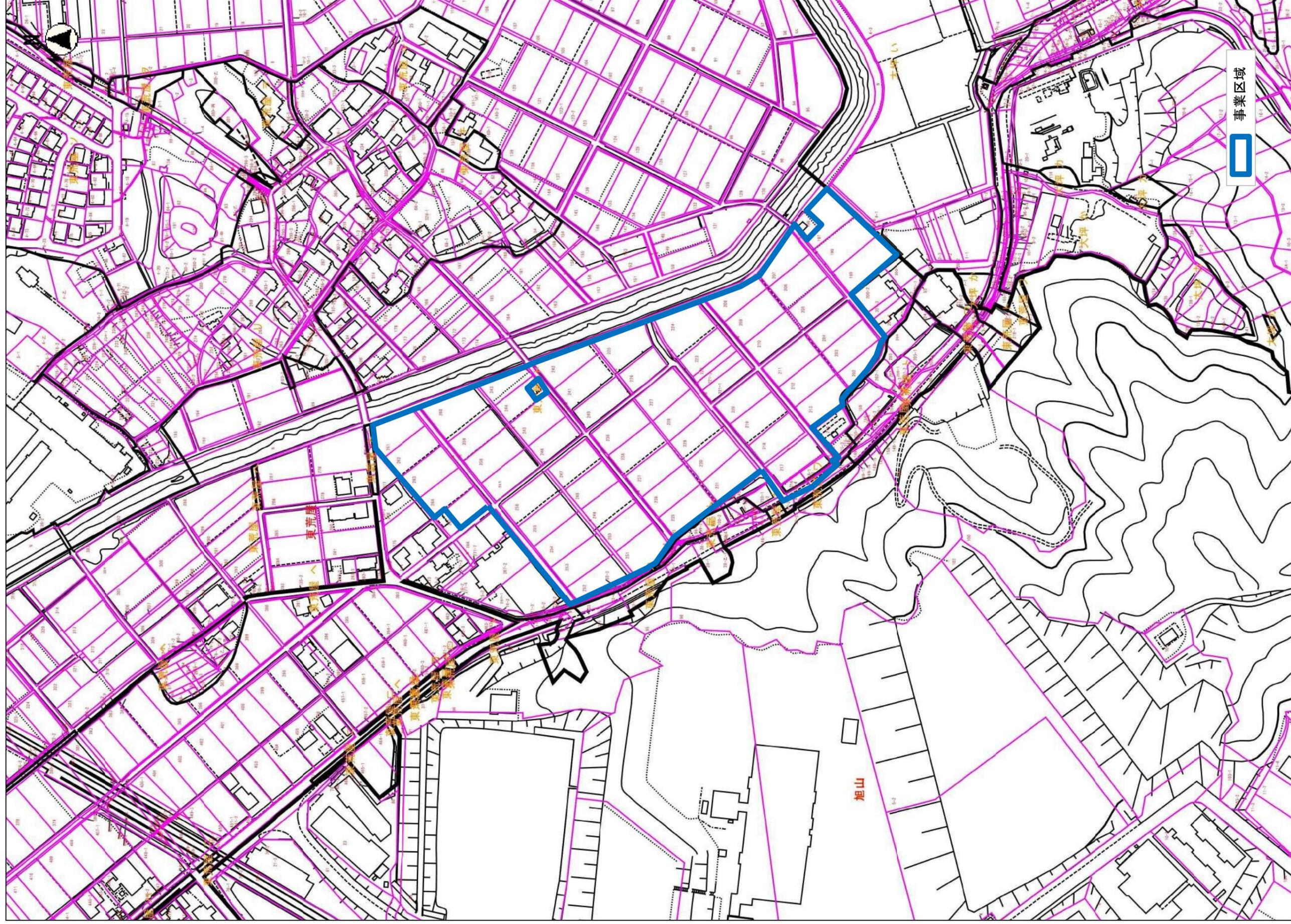
別図－1 産業導入地区の位置を示す地図



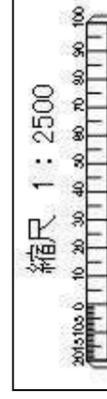
産業導入地区の位置を示す地図（東荒屋地区拡大図）



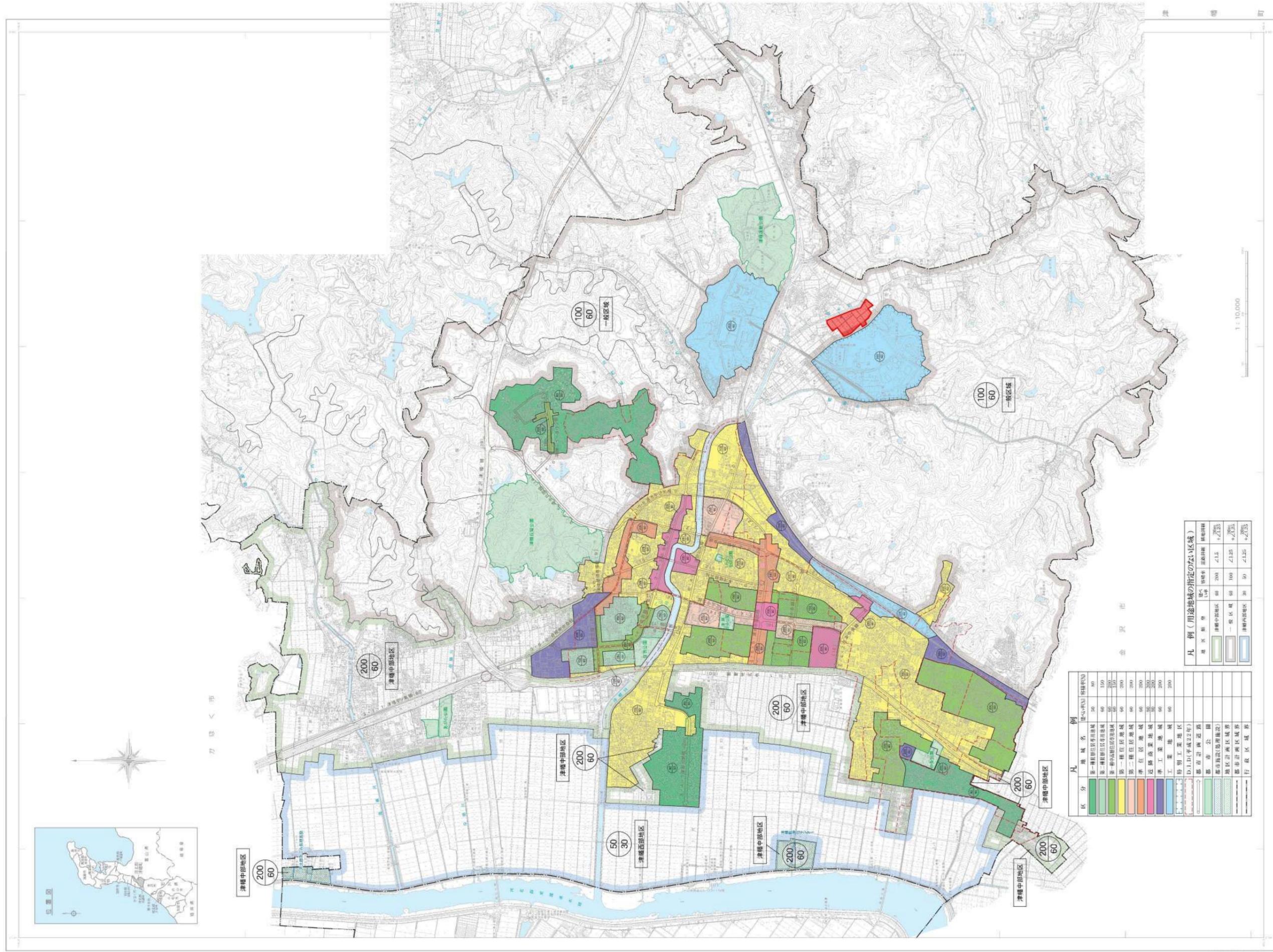
別図一1 産業導入地区地番図



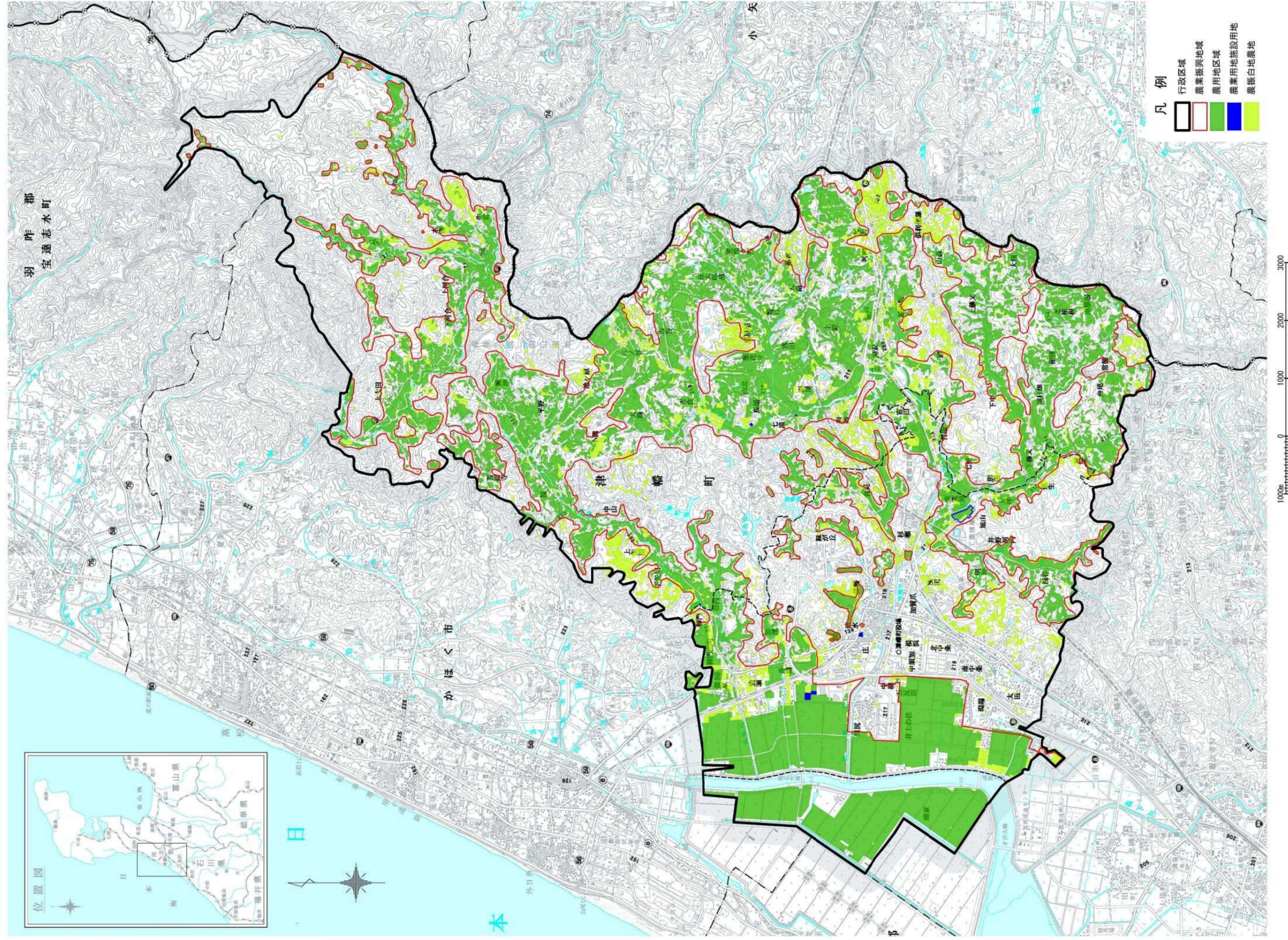
この図面は位置的なものであり権利関係には使用できません



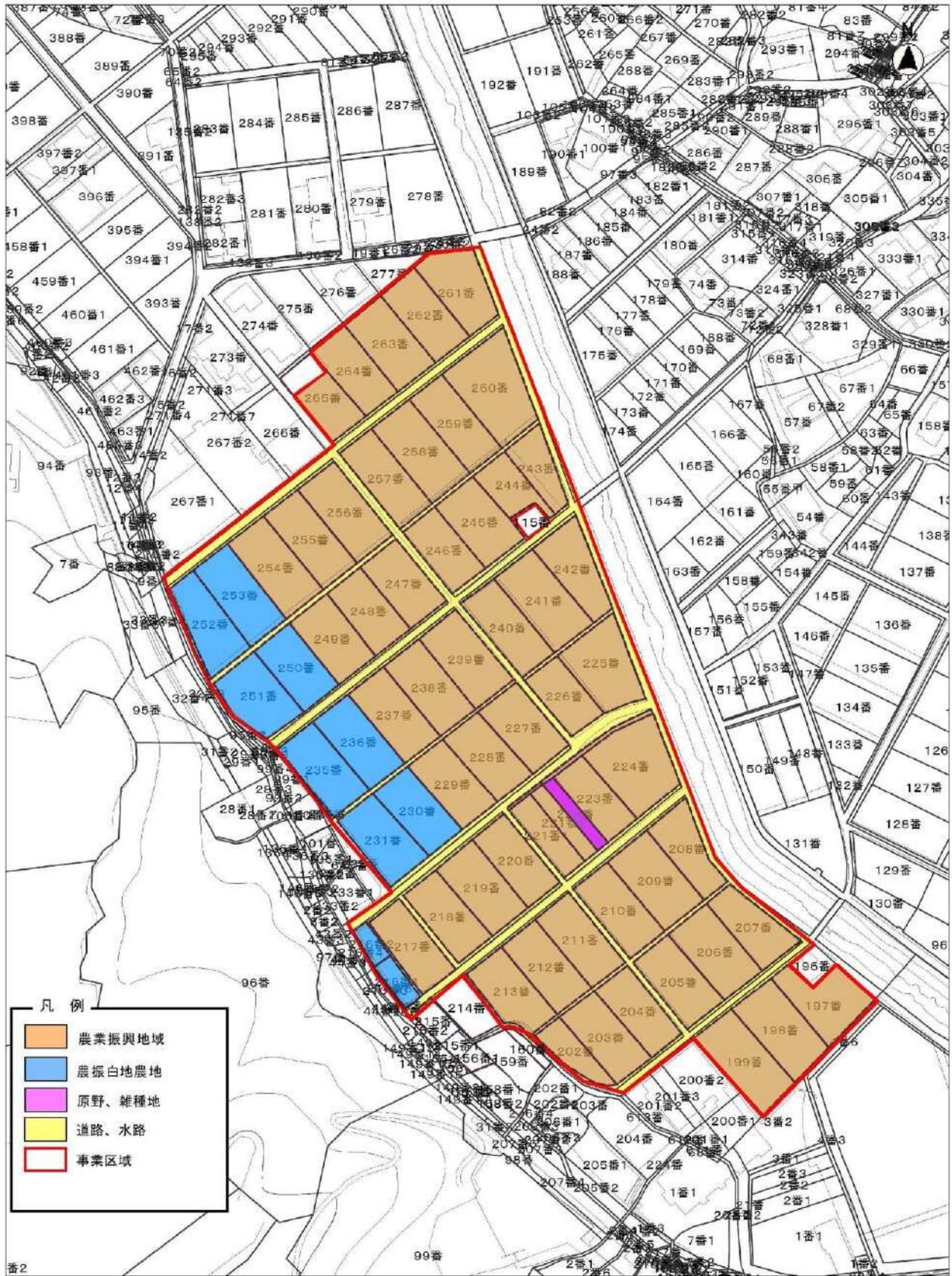
別図-2 都市計画図



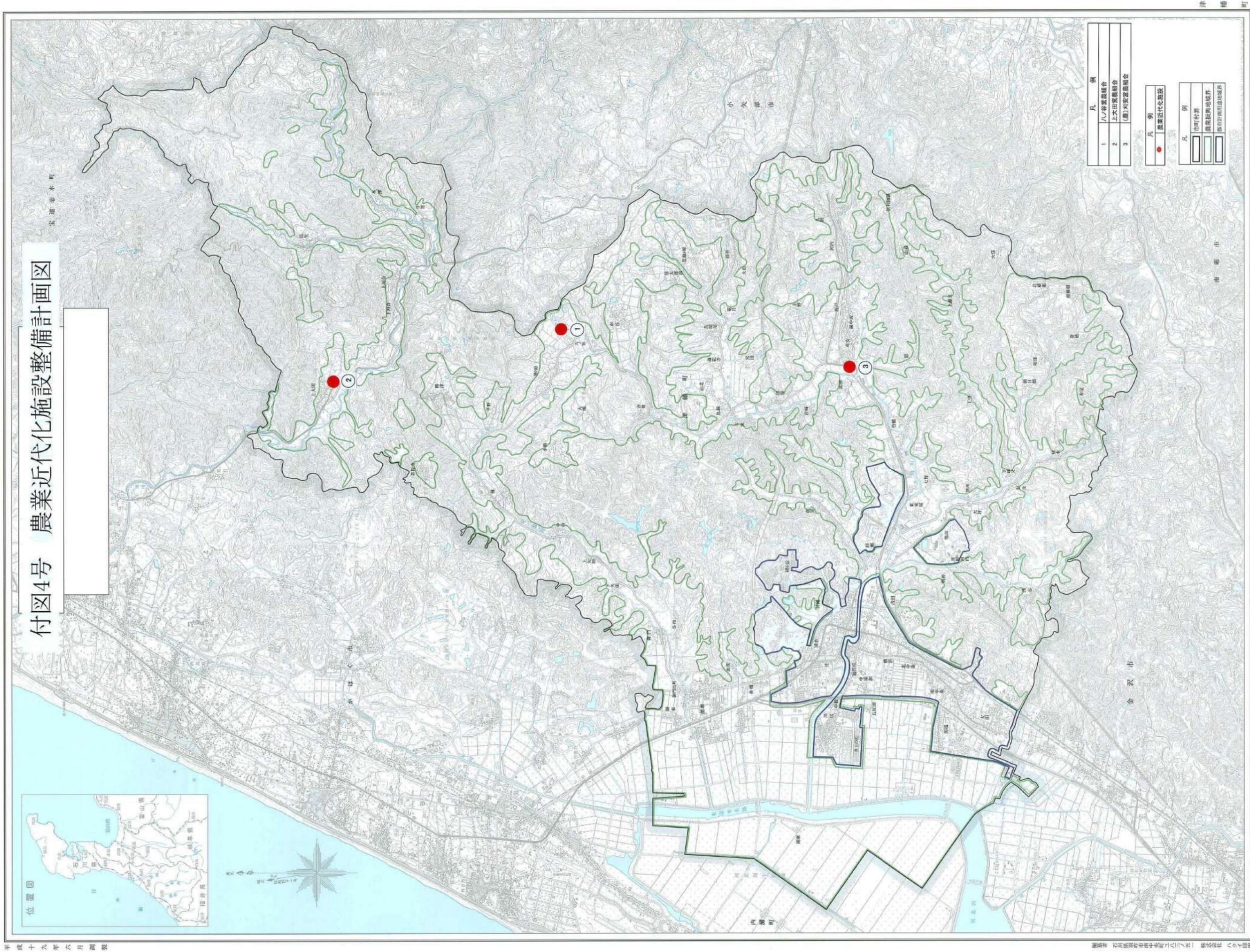
別図-3-① 農業振興地域土地利用計画図



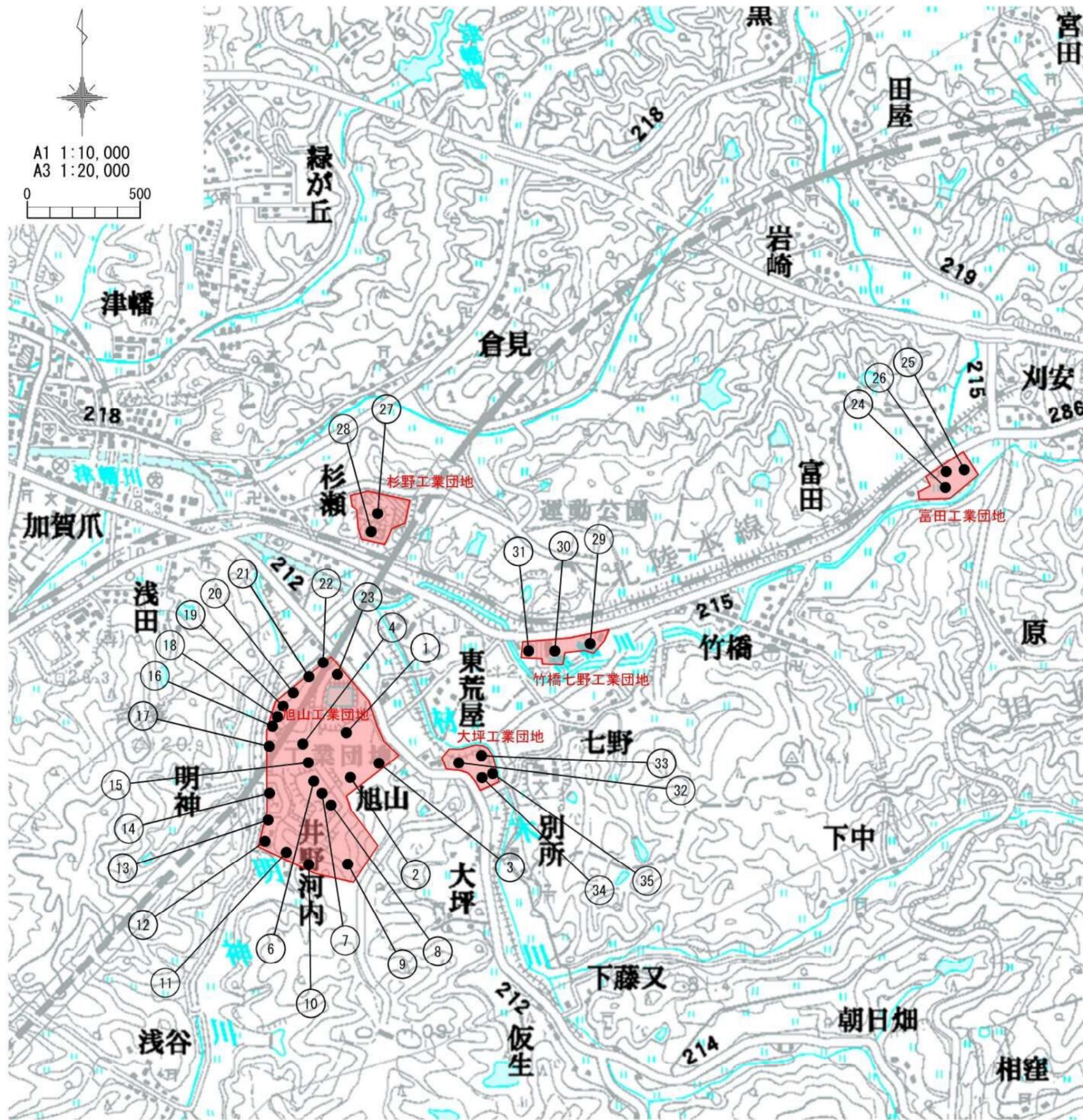
別図-3-② 事業地内農業振興地域土地利用計画図



別図-4-1-② 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図
 (農業近代化施設整備状況図)



別図-5 主な既存企業の位置図



| 旭山工業団地 | | |
|--------|----------------------------------|--------|
| NO | 企業名 | 所在地 |
| 1 | 澁谷工業(株) | 旭山1 |
| 2 | (株)山本製作所 | 旭山5-1 |
| 3 | 全国農業協同組合連合会石川県本部 | 旭山5-2 |
| 4 | 光興業(株) | 旭山6 |
| 5 | (株)有川製作所 | 旭山7-2 |
| 6 | 加賀種食品工業(株) | 旭山7-3 |
| 7 | (株)ヨシダセイコー | 旭山8 |
| 8 | (株)大徳鉄工、(株)ダイトクエンジニアリング | 旭山10-2 |
| 9 | サンコー企画(株) | 旭山11-2 |
| 10 | オネスト(株) | 旭山12 |
| 11 | (株)プレバランス、(株)グリーンフォース、(株)スマート・ロジ | 旭山13 |
| 12 | 今村摩擦圧接工業(株) | 旭山14 |
| 13 | (光興業(株)) | 旭山15 |
| 14 | (株)オヤマ工業 | 旭山16-3 |
| 15 | (有)素野鉄工所 | 旭山17 |
| 16 | (有)山下スチール工業 | 旭山18-1 |
| 17 | (株)岡村鉄工 | 旭山18-2 |
| 18 | (株)共和キカイ | 旭山19 |
| 19 | (有)北商事 | 旭山20-1 |
| 20 | (株)大徳鉄工 | 旭山21-1 |
| 21 | (株)大徳鉄工 | 旭山21-3 |
| 22 | (株)キタミ | 旭山22-1 |
| 23 | (株)北上製作所 | 旭山23 |

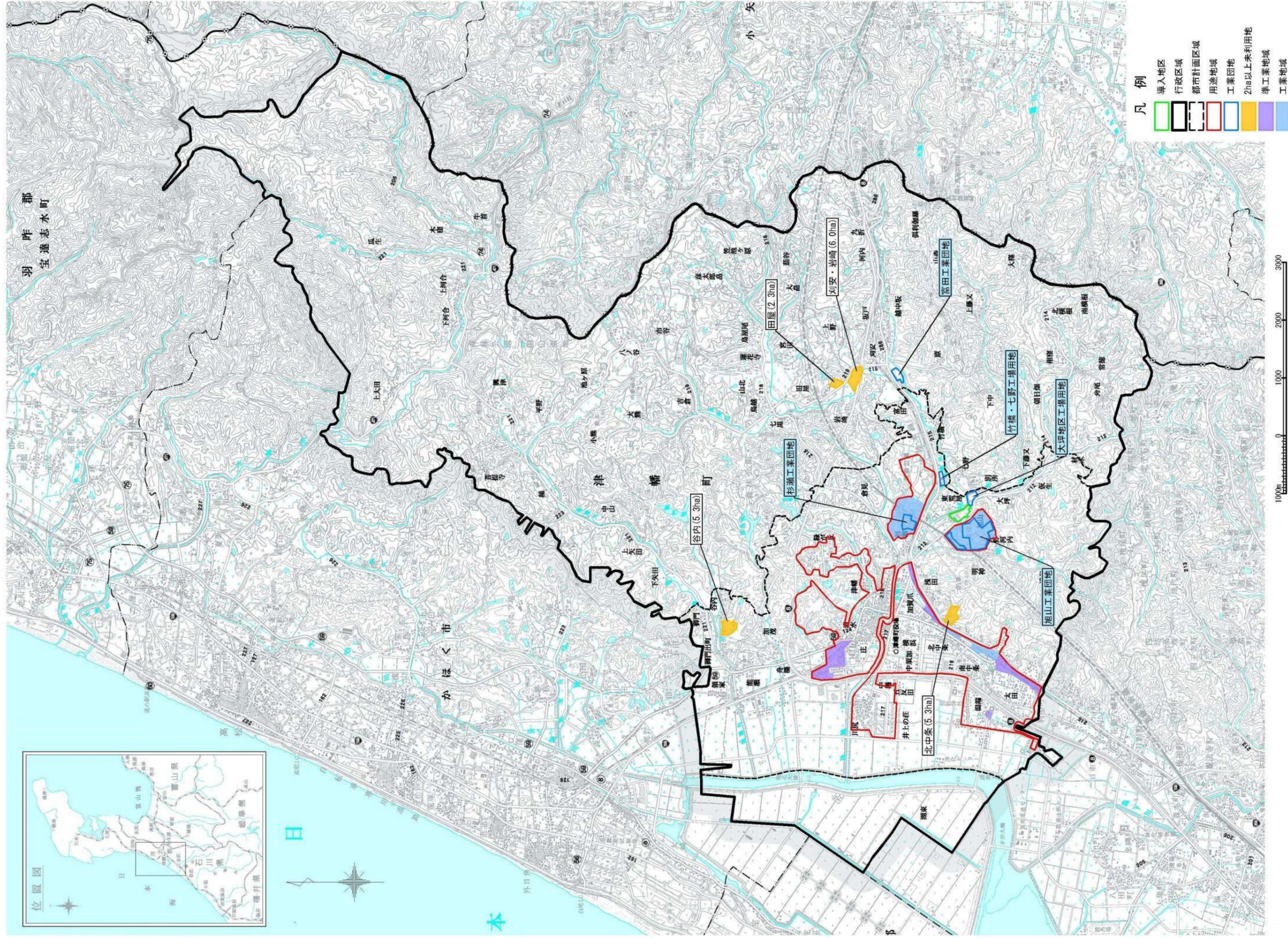
| 富田工業団地 | | |
|--------|----------|----------|
| NO | 企業名 | 所在地 |
| 24 | (株)島製作所 | 富田191-15 |
| 25 | (株)あらた | 富田191-7 |
| 26 | (株)三谷フーズ | 富田188-1 |

| 杉瀬工業団地 | | |
|--------|--------------|--------|
| NO | 企業名 | 所在地 |
| 27 | 日本フィルター工業(株) | 杉瀬1-1 |
| 28 | 杉国工業(株) | 杉瀬10-1 |

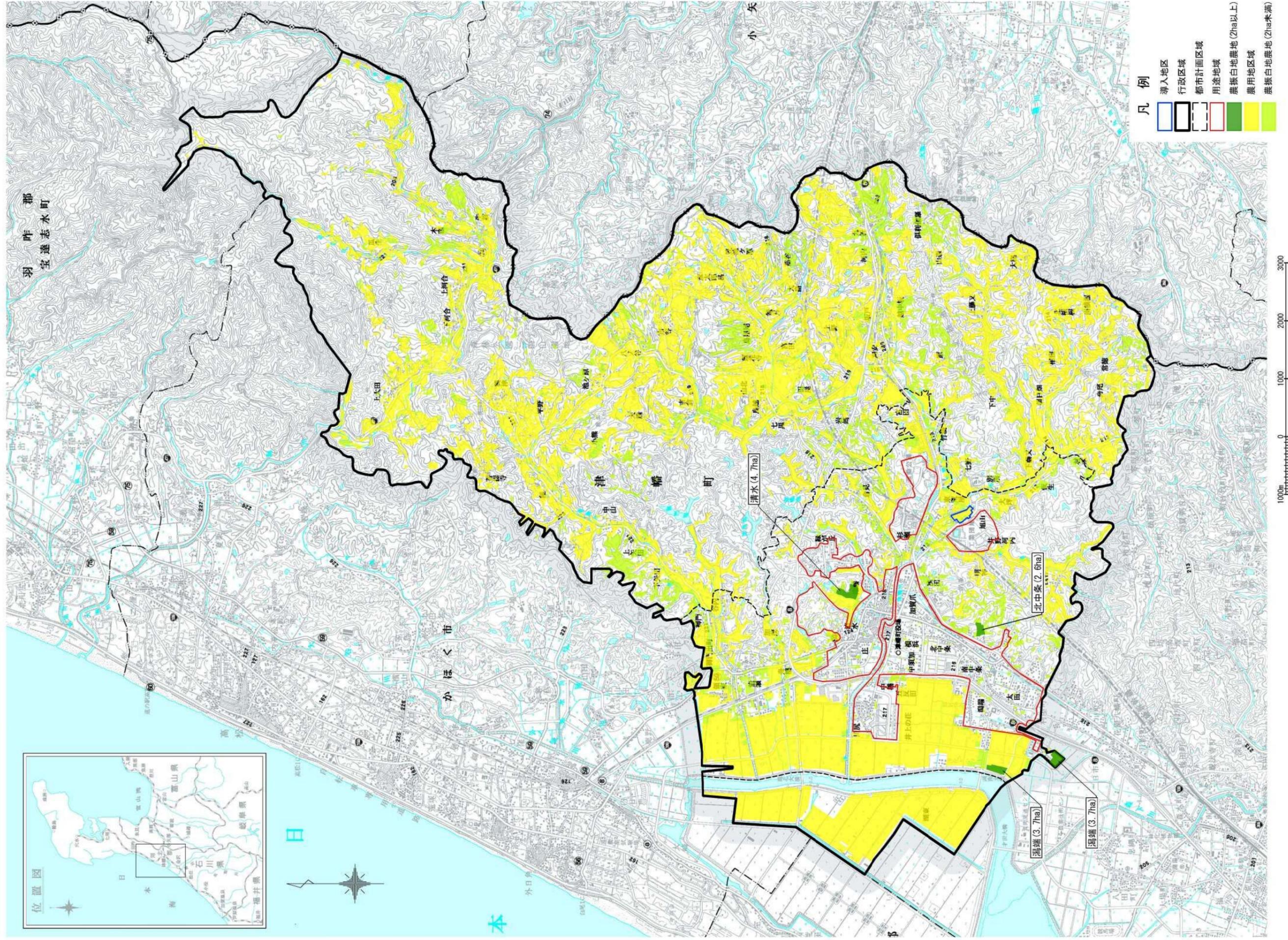
| 竹橋七野工場用地 | | |
|----------|------------------|-------|
| NO | 企業名 | 所在地 |
| 29 | (有)宮田鉄工所 | 竹橋85 |
| 30 | 光興業(株) | 竹橋力86 |
| 31 | 日本ケンブリッジフィルター(株) | |

| 大坪工業団地 | | |
|--------|------------|-------|
| NO | 企業名 | 所在地 |
| 32 | 株式会社 北上製作所 | 大坪4-1 |
| 33 | 株式会社 北上製作所 | 大坪4-2 |
| 34 | | |
| 35 | | |

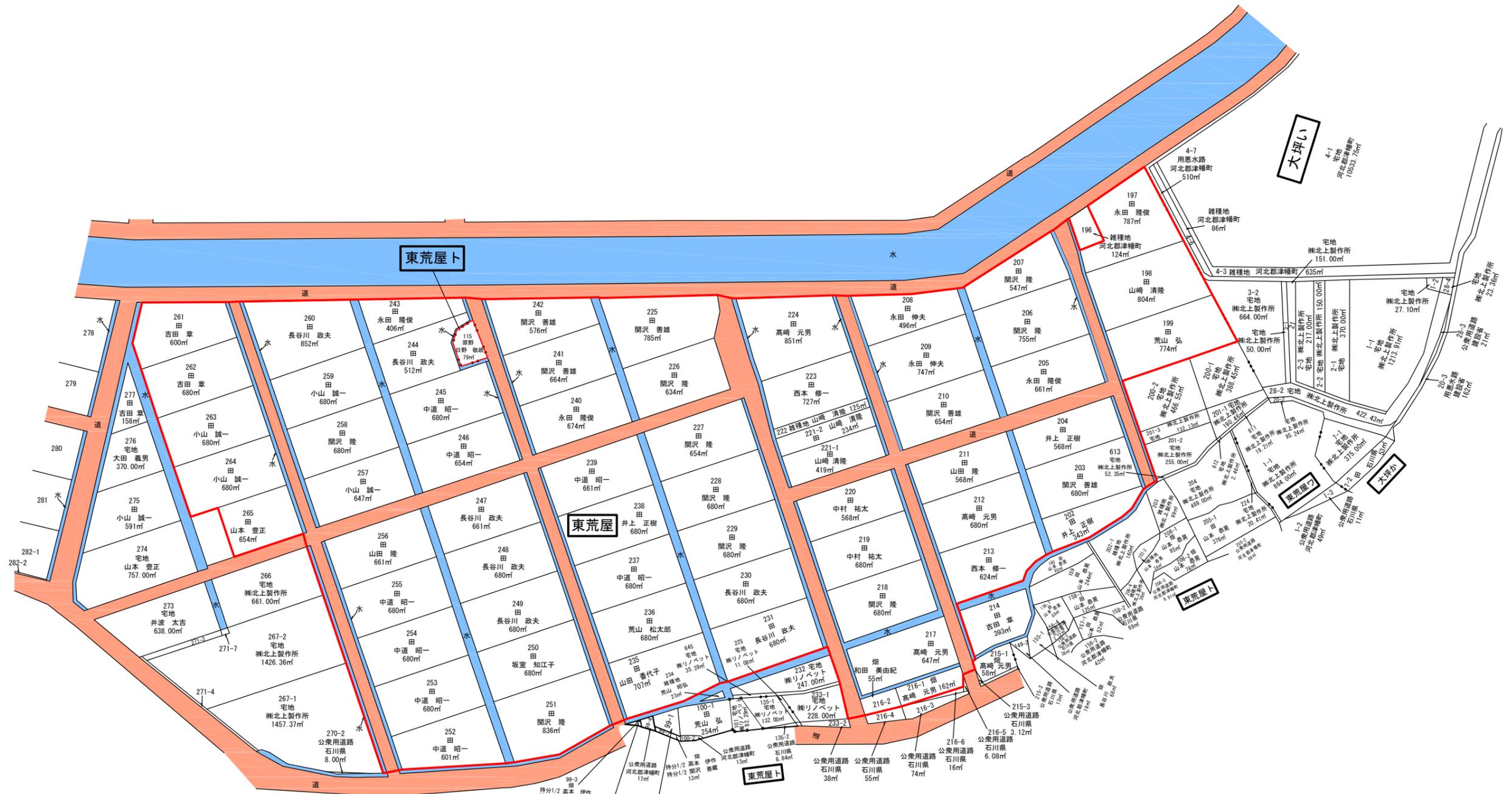
参考図面 1 既存工業団地及び工業系用途地域の状況図

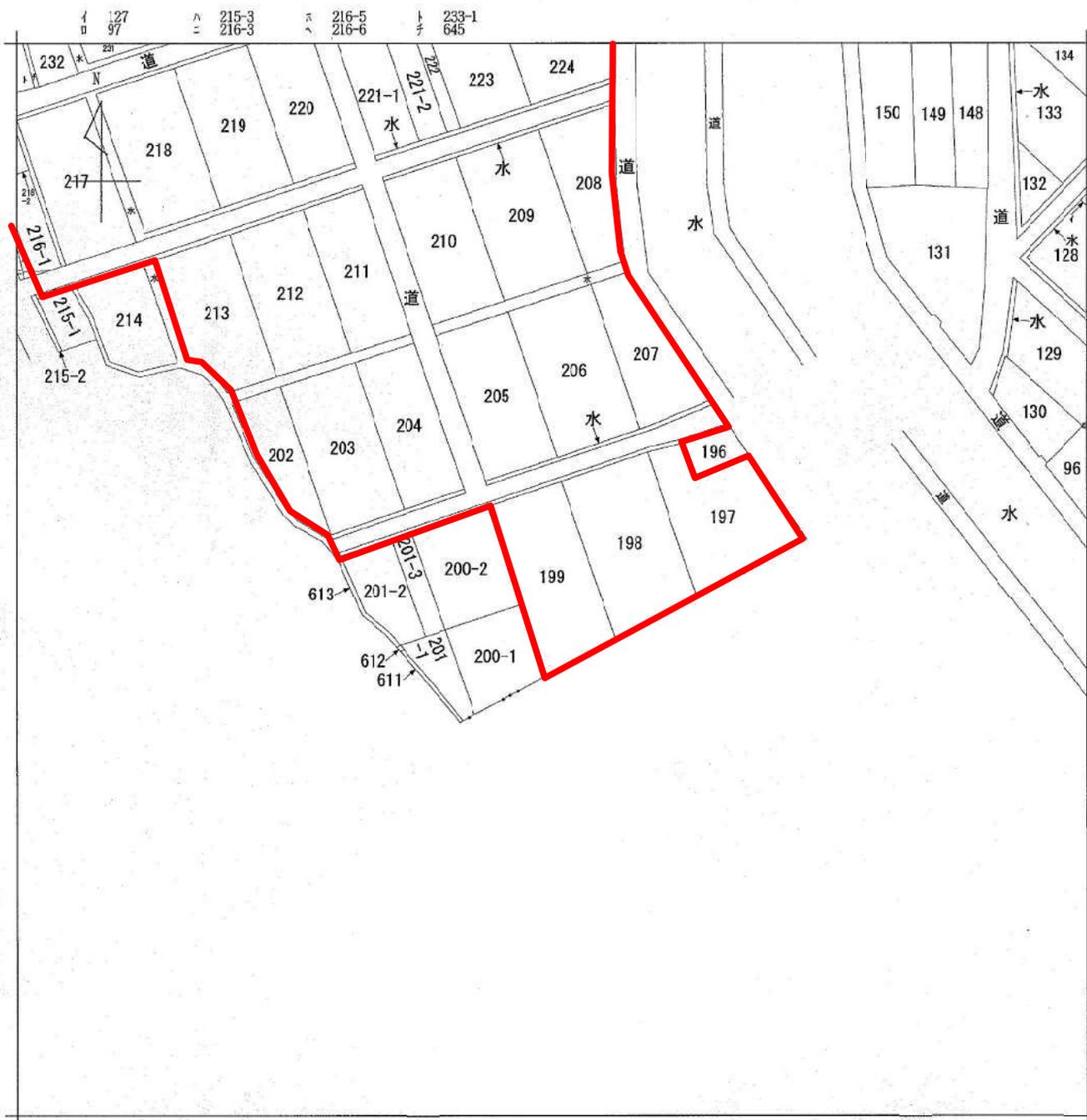


参考図面2 農用地区域外農地の状況図



合成公図





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------|------|---------|
| 請求部分 | 所在 | 河北郡津幡町字東荒屋 | | | 地番 | 199番 | | |
| 出力縮尺 | 1/1000 | 精度区分 | 座標系番号又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 二地改良所在図 |
| 作成年月日 | 昭和46年2月10日 | | | 備付年月日(原区) | 昭和46年3月18日 | | 補記事項 | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月12日
金沢地方事務所

請求番号：11-6
(1/1)

登記官

干野里美





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|-------------------|---------------|------------|------|------|---------|
| 請求部 | 所在 | 河北郡津幡町宇東荒屋 | | | 地番 | 220番 | | |
| 出縮 | 1/1000 | 精度区分 | 座標系 番号又は 記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 土地改良所在図 |
| 作成年月日 | 昭和46年2月10日 | | | 備付年月日 (原図) | 昭和46年3月18日 | | 補記事項 | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月12日
金沢地方事務局

請求番号：11-8
(1/1)

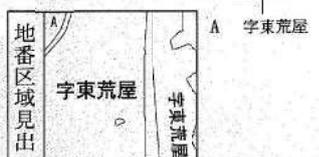
登記官

干野里美





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|-----------|-----------|------------|------|-----|---------|
| 請求部 | 所在 | 河北郡津幡町字東荒屋 | | | 地番 | 260番 | | |
| 出力縮尺 | 1/1000 | 精度区分 | 座標系番号又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 土地改良所在図 |
| 作成年月日 | 昭和46年2月10日 | | | 備付年月日(原図) | 昭和46年3月18日 | | 補事項 | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月12日
金沢地方務局

請求番号：11-9
(1/1)

登記官

干野里美



イ 225 ハ 460-2 ナ 461-2
 ロ 282-2 ニ 道 ハ 464-2



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|-----------|------------|----------|-------|----|---------|
| 請求部分 | 所在 | 河北郡津幡町宇東荒屋 | | | 地番 | 267番2 | | |
| 出力縮尺 | 1/1000 | 精度区分 | 座標系番号又は記号 | 分類 | 地区に準ずる図面 | | 種類 | 土地改良所在図 |
| 作成年月日 | 昭和46年2月10日 | | 備付年月日(原図) | 昭和46年3月18日 | | 補記事項 | | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月12日
 金沢地方事務局

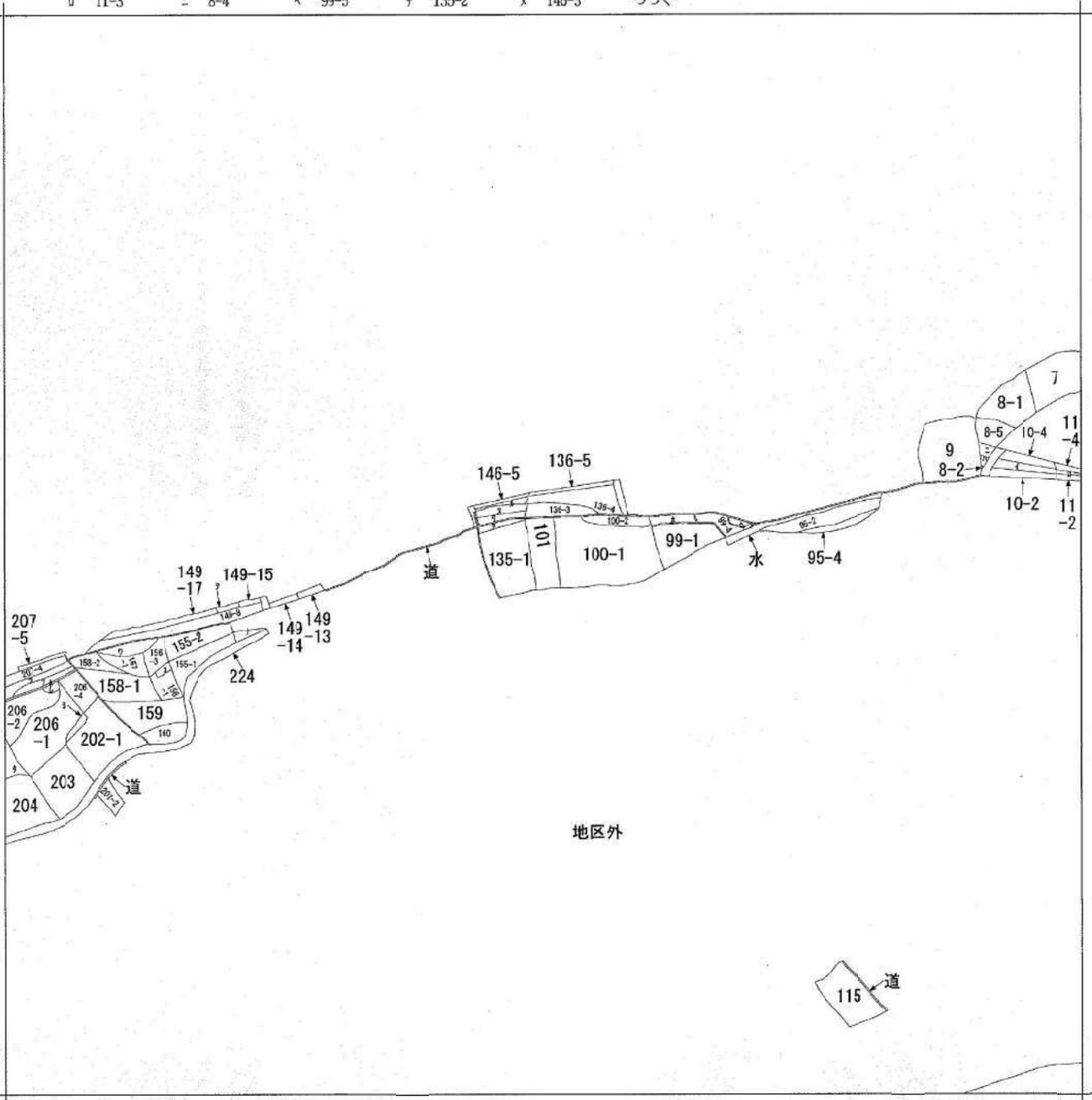
請求番号：11-11
 (1/1)

登記官

干野里美



イ 10-3 ハ 8-3 ホ 99-2 ト 99-3 リ 146-2 ル 146-4
 ロ 11-3 ニ 8-4 ヘ 99-5 チ 135-2 ヌ 146-3 ッ づ く



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | |
|-------|------|-------------|-----------|-----------|----------|------|-----|-----------|
| 請求部 | 所在 | 河北郡津幡町宇東荒屋ト | | | 地番 | 101番 | | |
| 出力縮尺 | 縮尺不明 | 精度区分 | 座標系番号又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 旧土地台帳附属地図 |
| 作成年月日 | | | | 備付年月日(原図) | | | 補事項 | 方位不明 |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月12日
 金沢地方務局

請求番号：11-10
 (1/2)

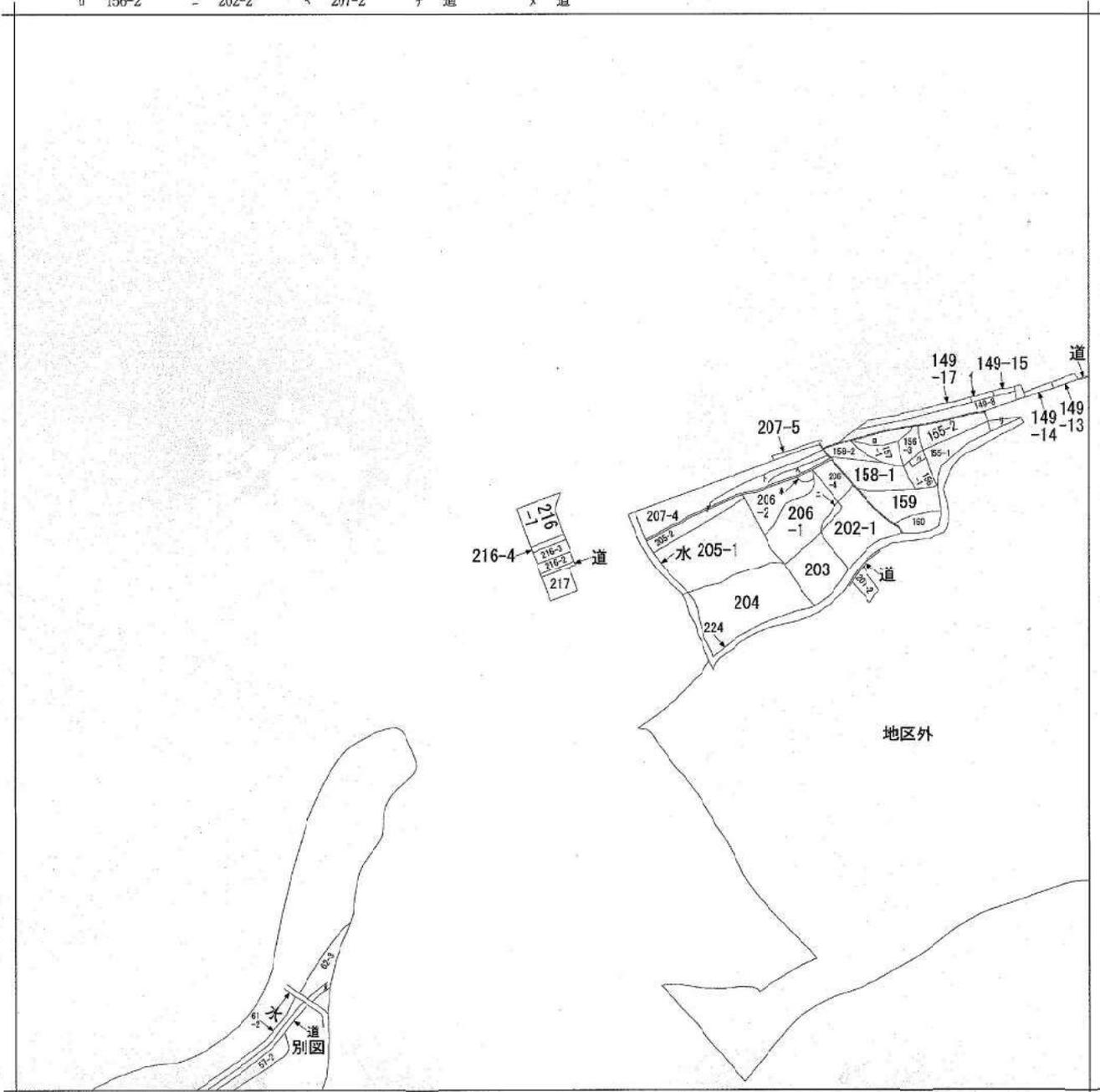
登記官

干野里美



チ 149-16
ワ 156-2
カ 156-4
ヨ 202-2
タ 205-1
レ 206-3
ソ 207-2
ツ 207-3
ネ 道
ナ 149-2

イ 149-15 ハ 156-4 キ 206-3 ト 207-3 リ 149-2
 ロ 156-2 ニ 202-2 ケ 207-2 チ 道 レ 道



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 字東荒屋ト
 B 字東荒屋ト
 C 字東荒屋ロ

| | | | | | | | | |
|-------|------|-------------|-----------|----|----------|-------|----|-----------|
| 請求部 | 所在 | 河北郡津幡町字東荒屋ト | | | 地番 | 216番3 | | |
| 出力縮尺 | 縮尺不明 | 精度区分 | 座標系番号又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 旧土地台帳附属地図 |
| 作成年月日 | | | 備付年月日(原図) | | 補事項 | 方位不明 | | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月12日
 金沢地方方法務局

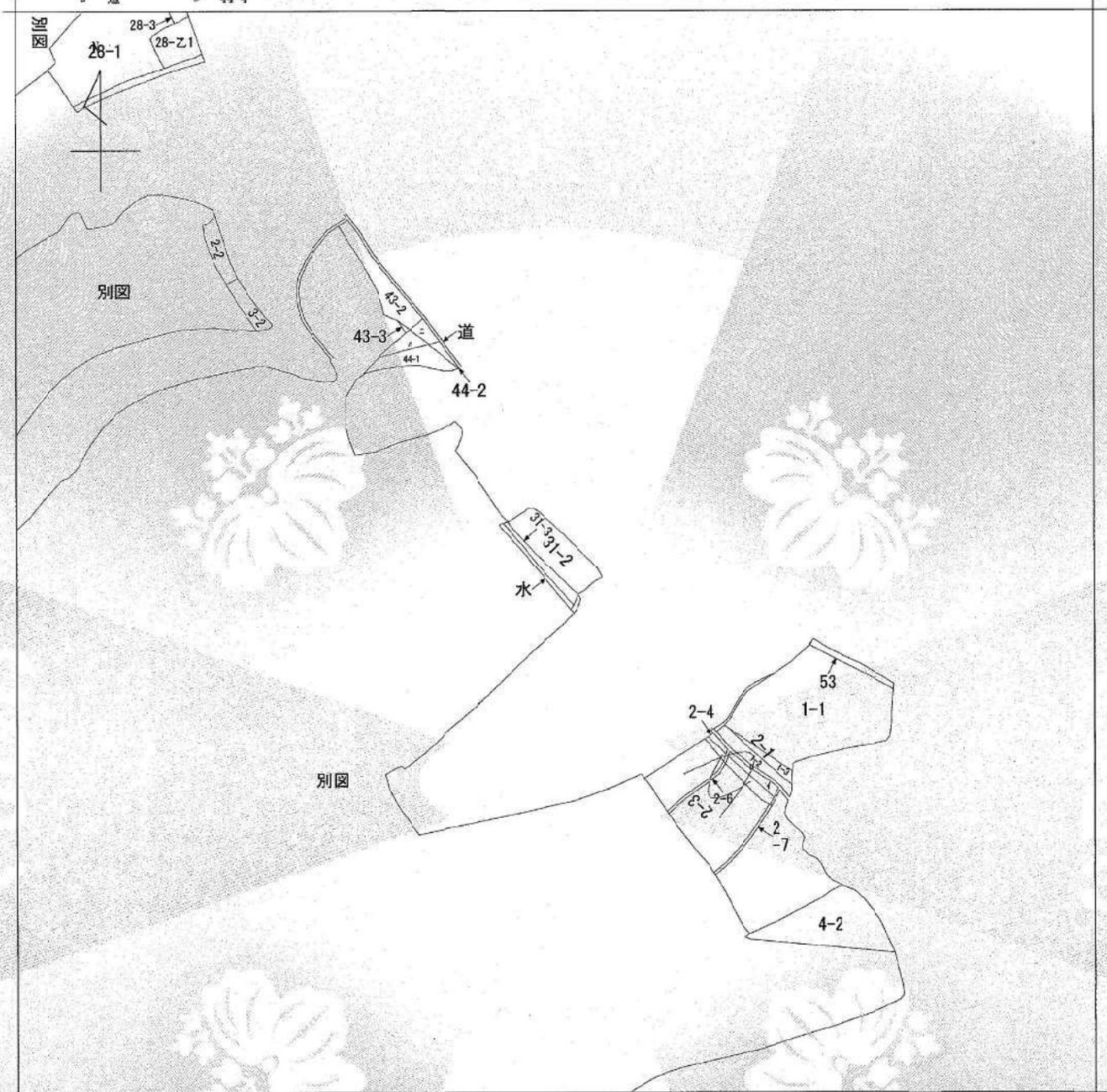
請求番号：11-13
 (1/1)

登記官

千野里美



イ 2-5 ▲ 44-3
 □ 道 ≡ 44-4



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 宇東荒屋カ
 B 宇東荒屋カ
 C 宇東荒屋ワ

| | | | | | | | | | |
|-------|----|-------------|------|-----------|-----------|----------|------|------|-----------|
| 請求部 | 所在 | 河北郡津幡町宇東荒屋ワ | | | | 地番 | 31番2 | | |
| 出縮 | 力尺 | 縮尺不明 | 精度区分 | 座標系番号又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 旧土地台帳附属地図 |
| 作成年月日 | | | | | 備付年月日(原図) | | | 補記事項 | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

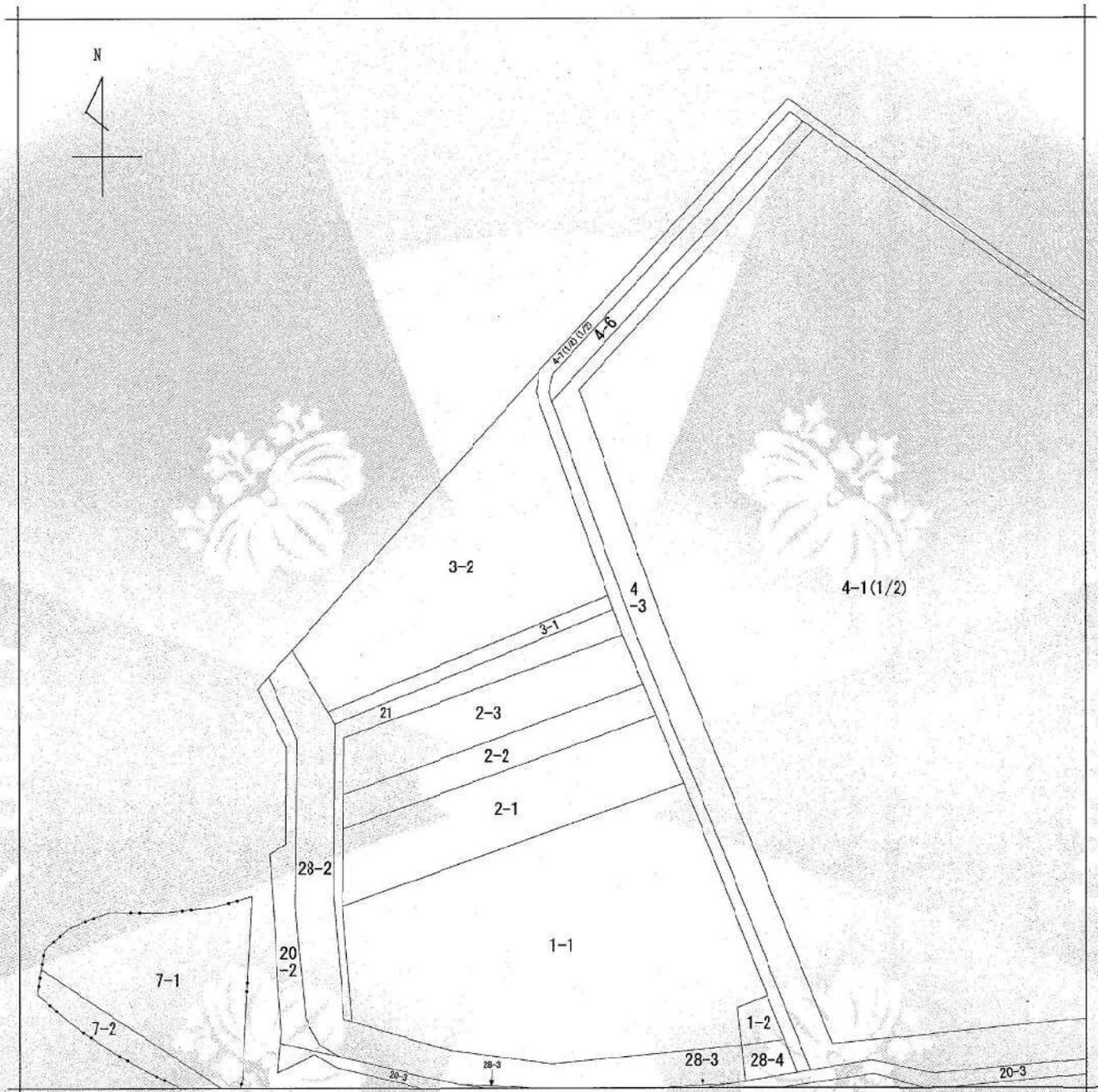
令和3年10月29日
 金沢地方務局

請求番号：6-2
 (1/1)

登記官

千野里美





(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



| | | | | | | | | | |
|-------|------------|------------|--|---------------|-----------|----------|------|----|---------|
| 請求部 | 所在 | 河北郡津幡町宇大坪い | | | 地番 | 4番7 | | | |
| 出方尺 | 1/500 | 精度区分 | | 座標系 番号又は記号 | 分類 | 地図に準ずる図面 | | 種類 | 土地改良所在図 |
| 作成年月日 | 昭和49年1月19日 | | | 備付年月日 (原図) | 昭和50年5月7日 | | 補記事項 | | |

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和3年10月21日
金沢地方務局

請求番号：13-6
(1/3)

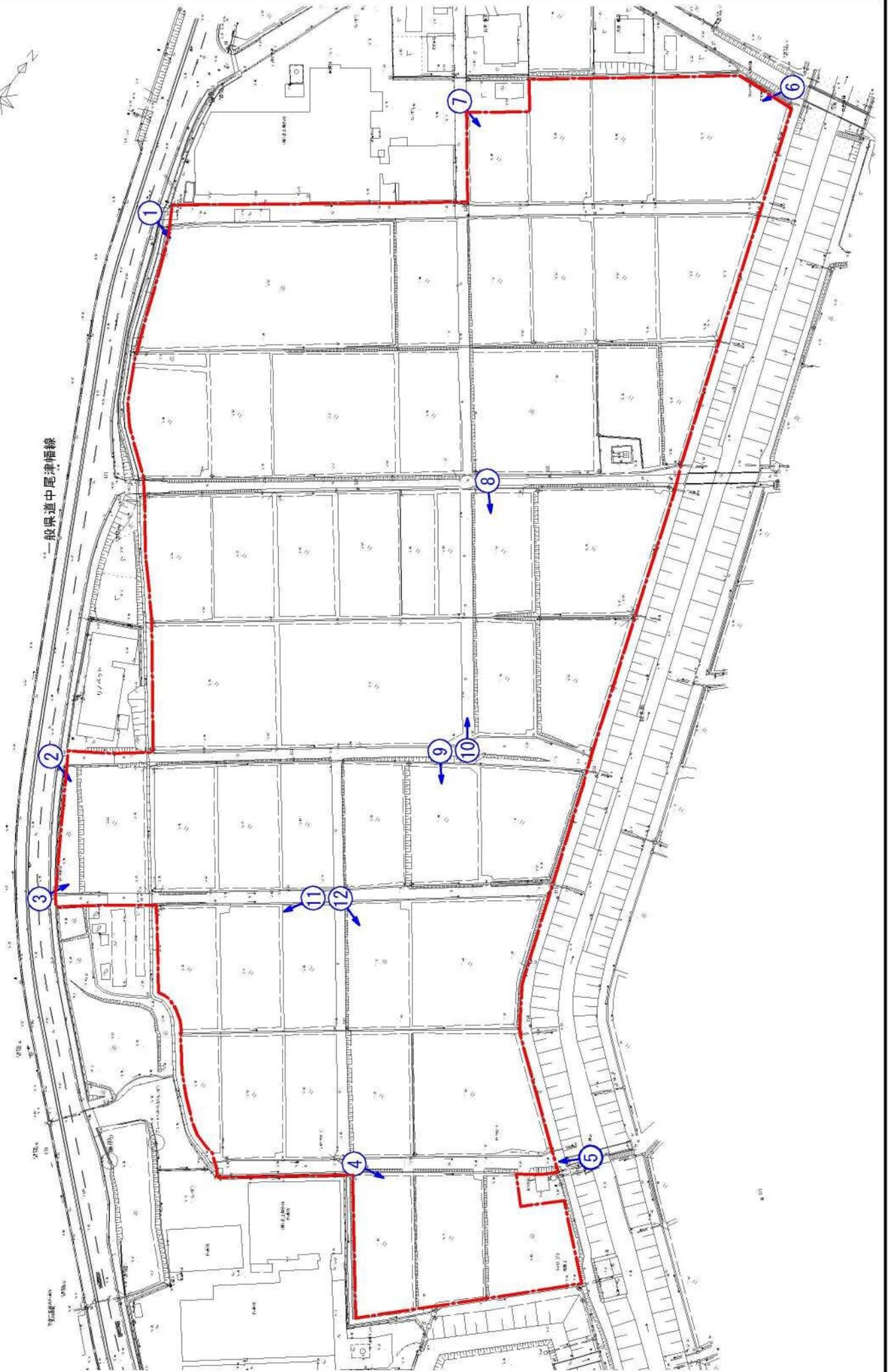
登記官

干野里美



写真撮影位置図 S=1:1,500 (A4)

股道中尾津幅線



①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩



⑪



⑫

